

令和8年第1回定例会会議録（第5号）

令和8年3月18日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	総務部次長 兼総務課長	行部さと子
資産税課長	十川宏治	政策企画課参事	芝尾裕子

財 政 課 長	河 野 文 彦	観 光 課 長	牧 宏 爾
文化国際課長	高 木 智 香	産 業 政 策 課 長	市 原 祐 一
障 害 福 祉 課 長	大 久 保 智	こども家庭課長	内 田 千 乃
健 康 推 進 課 長	末 房 日出子	いきいき健康部次長 兼スポーツ推進課長	豊 田 正 順
都 市 整 備 課 長	田 邊 和 也	学 校 教 育 課 長	宮 川 久 寿
学校教育課参事	藤 原 良 浩	消 防 本 部 長 警 防 課 長	後 藤 英 明

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和8年3月18日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、別府市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、16 日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○ 16 番（穴井宏二） 一般質問を始めさせていただきたいと思います。

では、通告の順番に従いまして質問をさせていただきます。

まず、原野商法等によりまして取得した相続、また売却できない山林原野について質問をしたいと思います。

この原野商法についてのトラブルにつきましては、かなり前にテレビ等でも話題になったことがございます。遠く離れた北海道や、また沖縄等の離島などの土地を言われるがままに買って、実際にどんな土地か行ってみたら、鬱蒼とした原野だったと、とても売れるような土地ではないことが分かり、初めてだまされたと気づいて、その後の処理でトラブルになって、裁判に発展したケースも多々あると見聞きをしているところでございますが、この原野商法につきまして産業政策課としてはどのように捉えているのか、御答弁をお願いいたします。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

原野商法とは、値上がりの見込みのない山林等の土地を実際には建設計画等はないにもかかわらず、開発計画がある、もうすぐ道路ができるなど、将来値上がりするように偽って販売する商法であり、1960 年代から 1980 年代にかけて大きな社会問題となった商法のことでございます。

○ 16 番（穴井宏二） 今、答弁ありましたけども、この原野商法につきましては、1960 年以降の日本の高度成長期の波に乗って、ほとんど値上がりすることのない価値のない山林・原野を、将来値上がりするぞという感じで、またリゾート開発をするなどの名目で、預貯金の代わりに持っていたほうがよいなどと言葉巧みに売りつける商売のことです。販売方法も、お客さんを無料招待旅行に連れ出したり、また将来の買戻しや転売のあっせんの意味もないのに、必ず転売しますよみたいな感じで話したり、またその土地については、交通事情も悪い、またインフラも整っていない土地を売りつける極めて違法性の高いものであったと言わざるを得ません。

このような原野商法の近年の動向については、別府市また全国的な動向はどのようになっているのでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

2010 年度以降は、原野商法そのものの被害よりも、過去に原野商法の被害に遭った人や、その土地を相続した人を狙って、新たに測量や整地サービスなどの契約をさせ、消費者が再び被害に遭う二次被害が増えています。

なお、原野商法の被害等に関する別府市消費生活センターへの相談は、近年ではございません。

○ 16 番（穴井宏二） 消費生活センターへの相談はないということですが、農林水産課のほうにちょっとお聞きをしましたところ、類似したような相談は時々あるということでした。

そういうふうな相談がある中で、国民生活センターの統計によりますと、かなりの相談が寄せられているようでございます。この相談の中で、原野商法の業者について、山林や原野を売却していた、またその仲介業者についても不法行為責任が求められた裁判の判例もあるようでございます。これは調べてみますと、東京や大阪等の地方裁判所等で判決が出ているようでございます。

そこで、このような原野商法で取得しました土地や山林を処分に困って放置すると一体どうなっていくのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○資産税課長（十川宏治） お答えいたします。

原野商法で取得した土地が山林の場合、伐採などの適切な管理が行われないことにより、倒木などの災害のおそれが生じます。また、所有者が亡くなった場合には、相続登記をしないまま放置すると、所有者不明土地が増加する懸念がありますし、毎年の固定資産税の経済的負担も発生します。

○16番（穴井宏二） 今、資産税課長おっしゃいましたように、そのまま放置しておきますと、売るにも売れず負動産化、負ける動産と書いて負動産化しているケースが見られます。

そこで、固定資産税が年間数千円からまた数万円かかったりする場合もあって、長期的に見ますと非常に大きな経済的な負担になりますし、また不法投棄や、豪雨災害で崩れたりとかそういうふうな環境的な問題もございます。また、本人が亡くなった後に相続人が非常に困ってしまうと、こういうふうな問題もございますので、ぜひそういうところはしっかり捉えて対応をお願いしたいと思います。

そこで、この原野商法で取得した土地の処分につきましてはどのように処分をしたらいいのかなという相談もございました。具体的には、その方もしっかり調べられて、国への帰属などもあるのかなと、また行政への寄附また買取り、また第三者への売却、所有権の放棄、そういうふうなことも考えられるかなと思いますし、その土地が争いなどに巻き込まれたりしている土地、または抵当権があるかないか、または共有の不動産に関することが挙げられるようでございますけれども、こういうふうなところの所有権の放棄、寄附、国への帰属、これについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

土地等不動産の寄附の申出につきましては、寄附受納の基準に基づき、原則、公用または公共用に供することが見込まれる場合に限り受け入れており、受納の要件として一例を挙げますと、隣接した市有地があり、一体利用が可能な土地または単独で利用が可能な面積及び形状を有していること、係争が生じている不動産ではないことや、そのおそれがないことなどがあり、要件を満たす必要がございます。

活用が見込めない土地の寄附受納や買取りにつきましては、将来にわたる維持管理に係る人員と経費等の負担を考えますと、慎重な判断が必要と考えております。

○資産税課長（十川宏治） お答えします。

第三者への売却については、所有者が不動産会社に依頼することになりますが、所有権の放棄については、所有者が亡くなった際に相続人が相続放棄の手続を行う必要があります。

また、国への帰属については、令和5年度から相続土地国庫帰属制度が始まっており、相続した土地について土地を所管する法務局に申請し、審査が通った場合は、10年分の土地の管理費を納めることで国の帰属となります。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。10年分の土地の管理費用を納めることで、いろんな条件を満たした上で国の帰属となるというようなことでございます。こういうふうなところも、しっかり周知をお願いしたいと思います。

相続土地国庫帰属制度、今資産税課長おっしゃった制度でございますけれども、これには、相続等により取得したもののみが申請可能と、ちょっとここがみそかなというところもありますし、共有所有の土地等につきましても条件がございますので、こういうふうなところも周知をお願いしたいなと思います。

また、慎重な判断が必要ということでございましたけども、兵庫県の佐用町というところが、管理ができなくなった山林については、町がここはかなりの山の中と言ってはあれ

ですけど、そういうふうな町でございますけれども、1平方メートル当たり10円で買い取りますというふうにありました。ここにはスギやヒノキ等が何本あるかとか、そういうようなことも算定の条件に入るといふふうにおっしゃってありました。

この兵庫県佐用町の買取り制度でございますが、相続した山林だけではなくて、高齢化で管理できなくなった民有林を買い取る、そういうふうな事業だそうでございますが、2022年度から始めて、当初は3,000万円の予算額で開始したそうでございますが、申込みが殺到して、プラス3,000万円の増額補正予算を組んだといふふうになっております。2023年度も当初の予算の1億円では賄い切れずに3,000万円増やしたといふふうにおっしゃってありました。

この原野商法で、取得した土地、山林については、原則買取りはできないけども、様々な条件をクリアした上で、寄附で受付をしているといふふうにおっしゃってありましたので、これからそういうふうな制度も日本全国で広がってくるのではないかなと思っておりますので、しっかりそういうところを見据えて、今後の対応をお願いしたいと思っております。

では、この1番目の原野商法については質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

では続きまして、父親の産後鬱について質問をしたいと思っております。これにつきましては、前回の質問とも関連をいたしますけれども、質問していなかったところをお聞きしたいと思っております。

近年の共働き世代の増加によりまして、男性の育児参加が非常に増えてきております。国の調査によりますと、2023年度には男性の育児休暇取得率が初めて30%に達したとのことでございます。このような中、男性の産後鬱の問題がクローズアップされるようになりました。国立成育医療研究センターが発表した調査によりますと、母親の産後鬱だけの支援ではなくて、父親への支援が課題との調査結果が発表されております。

このように、次第に増えてきている父親の産後鬱に関する全国的な状況、また別府市として父親の産後鬱の実態について何か把握をされているのか、お伺いしたいと思っております。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

父親の産後鬱につきましては、国立成育医療研究センターが実施した調査では、約10%前後の父親が抑鬱状態を経験する可能性があるとの報告がございます。こども家庭庁や厚生労働省においても、母子保健分野における家庭全体への支援の重要性が示されております。

本市では、父親の産後鬱として統計的に把握しているものはございませんが、相談対応や関係機関からの情報提供を通じて把握した場合には、母子のみならず、家庭全体への支援という観点から、状況に応じた対応を行っております。

○16番（穴井宏二） 家庭全体の支援という観点から行っているとおりでございますけれども、しっかり、これからこれは全国的な問題でございますので幅広い対応をお願いしたいと思います。

この中で、父親の産後鬱でございますが、これはどのような人がなりやすいのかなという傾向性、これについてはどう捉えておりますでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

父親が精神的な不調となるリスク要因につきましては、国立成育医療研究センター等の研究において、父親の長時間労働、母親の睡眠不足が重なる場合には、夫婦が同時期に精神的な不調を抱える可能性があることが示されております。

○16番（穴井宏二） そのようなことでございます。

それで、父親の産後鬱への対応についてお聞きしたいと思うんですけども、こども家庭庁が発表しました2023年の調査におきましては、全国の自治体単位で父親を主な対象と

した支援を行っている事業、父親に絞った支援を行っている事業は全国の中で約 10% となっているようでございます。もう 3 年たっておりますのでかなり増えているとは思いますが、このような状況を受けまして、国の研究班が 2025 年に全国の自治体向けに、父親への具体的な支援の拡大を目指して、マニュアルを作成して公開をしております。別府市におきましても、父親への産後鬱への対応状況はどうなっているのか、また今後父親を含めた家庭全体の支援策を具体的にどのように強化していくのか、御答弁をお願いします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

本市では、産婦に対しては産後鬱スクリーニングを実施しており、早期発見、早期支援に努めております。

産後の支援につきましては、母親のみならず、父親を含め、個人単位ではなく世帯単位でのアセスメントが重要だと考えております。最近は育児休暇を取得する父親が増えており、保健師による訪問時に父親が同席されていることもありますので、保健師訪問や相談の機会を通じて、父親を含めた家庭支援の視点を強化してまいります。

○16 番（穴井宏二） 別府市におきましても、様々な赤ちゃん訪問事業等されております。保健師さんの訪問で、悩みが相談できたとか、そういうようなことも聞きますし、評価をしたいと思います。

そこで、父親がおむつ替えとか、また夜寝かせたり、また夜中起きたときの子守、授乳などが重なって、育児への自信が持てなくなって、疲労、睡眠障害などが起こって、心身ともに追い込まれてしまうケースも見られるようです。別府市における父親の産後鬱への問題の対応状況、またメンタルが不調になった場合への相談しやすい体制づくりが必要だと思いますけれども、他の自治体におきましては父親がなかなか相談しにくいということを見据えまして、様々なアプリを活用して、スマホから気軽に相談できるような環境づくりをしておりますけれども、そのようなデジタル技術を活用した相談体制、どのように考えておられますでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

現時点で、父親の産後鬱対策として、特定のアプリ導入の予定はございませんが、国においてはデジタルを活用した子育て支援の検討が進められていることから、その動向を注視し、今後も既存の母子保健事業の中で、家庭全体を視野に入れた支援を丁寧に行ってまいります。

○16 番（穴井宏二） 出産後の母親、または父親の同時にサポートをしていくことが大事だと思います。

これはちょっと飛躍してるかもしれませんが、東京や横浜等では、前回もちょっと申し上げましたが、産後ケアホテルというのを民間が立ち上げてやっております。これは、母親と父親を同時にその産後ケアホテルで泊まって過ごせるということでございますけれども、主にリゾートホテル関係で、この産後ケアホテルのサービスを行っているようでございます。この中で産後の鬱病の発生リスクなどをチェックして、また食事もゆつくりすると、1 泊 5 食などのサービスで非常に長期にわたって宿泊プランを設定して、ホームページで公開しております。

別府市も ZUTTO・MOTTO という、すばらしい事業がございます。本当にいいことであると思っておりますが、この産後ケアホテルにつきましては、やはり 1 週間、2 週間泊まったりしますので、料金的には非常に高いようになっているようでございますが、聞きましたところ需要は非常に伸びてきているようでございます。最近は福岡県にもできてきておりまして、サービスを開始しているようでございます。

そのような民間の産後ケアホテルと何らかの連携を図っていくことも、今後の産後ケア

事業を産業として大きく伸ばしていけるのではないかなと思っているところでございますけども、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

産後ケアモデルは、民間事業として展開されているものと認識しております。国は、母子保健法に基づき実施する産後ケア事業をユニバーサルな事業として明確化し、令和5年度に対象者を、「産後ケア事業を必要とする者」に見直しを行い、令和7年度より地域子ども・子育て支援事業として位置づけております。

本市では、母子保健法に基づき実施する産後ケア事業のみならず、別府ウェルネス産後ケア事業としても展開し、旅館・ホテルにおいて、助産師による専門的ケアサービスを提供しております。

この別府ウェルネス産後ケア事業は、御家族での利用も可能でございます。父親支援も含め、家庭全体の支援につながるよう、事業の充実と産業化を図ってまいります。

○16番（穴井宏二） ぜひ、この、今の事業もすばらしい事業でございますので、これを拡大しながら産後ケアホテル、リゾートホテルとの連携をしっかりと深めていってほしいと思います。よろしく願いいたします。

では、この父親の産後鬱についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、きょうだい児について質問をしたいと思います。

実は、このきょうだい児の質問をするに当たりましては、1月29日の朝のNHKテレビを見させていただきまして、非常に共感するところがございまして、思わず見入ってしまったわけでございますけれども、私も多少ながらのそのような経験と申しますかあれがおりますので、非常に感慨深く、またこのようなきょうだい児の問題が表に出てくるようになったんだなというふうな思いを持ちました。

近年、医療的ケア児や障がいのある子どもさんとともに育つ御兄弟、いわゆるきょうだい児への支援の必要性が注目されております。このような、あまり広く知られてこなかったきょうだい児への支援や、またその気持ちに寄り添うことは、医療的ケア児やヤングケアラーと言われる方々を含めての支援につながっていくのではないかなと思っているところでございます。

きょうだい児の方は、生きていく中で様々な思いを抱えていると思いますが、別府市としてはそれにつきましてはどのような認識を持っていच्छやるのか、まずお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

厚生労働省において、きょうだい児という言葉に厳密な法的な定義はございませんが、児童発達支援に関連する事項を定める児童発達支援ガイドラインにおいて、障がいのある子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本に、丁寧な家族支援を行うことが必要とされております。

○16番（穴井宏二） 今、厚生労働省の文章的なことをおっしゃっていただきましたけども、これをどう展開していくかというのが大事じゃないかなと思います。

きょうだい児の方は、様々な御病気や障がいのある御兄弟がいる子どもさんとされておりますが、中には寂しさや日常生活を送る上での心理的な不安を抱え込みやすいと言われております。厚生労働省の、ちょっと前ですけれども2019年の調査におきましても、そのように出ているようでございます。きょうだい児と言われる方々の心理的な不安や悩みは、御家庭の中のデリケートな問題でありますことから、周りからは非常に気づかれにくい、また理解されない場合もございます。また、しかしまた逆に、障がいのある御兄弟と過ごす中で、当事者への理解、思いやりが深まったりすることがあるのも事実だと思っていますところでございます。

別府市におきましては、このきょうだい児さんの実態や、その人数についての把握、されていなくてもいいかもしれませんが、その把握についてはどうなっているのか、また、どのような場面で関わることが多いのか、お伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

本市において、きょうだい児としての人数を統計的に把握しているものはありません。全国的には、令和6年3月に総務省の行政評価局による医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査報告書があり、在宅の医療的ケア児の推計値として2万385人と出ております。その6割にきょうだいがいるとの推計が出ていますので、全国には1万2,000人程度の医療的ケア児の家庭にはきょうだいがいるのではないかと推測されます。その医療的ケア児の看護や介護を行う家族の一時的な休息に資する事業として、「医療的ケア児レスパイトケア事業」を行っており、現在本市では3名が利用しております。

関わり方についてですが、当事者の家庭環境等を把握し、障がい児へのサービス提供計画案の作成を行っているため、提供するサービスが障がい児のみならず、家族への支援に直結しております。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。別府市としても医療的ケア児、またヤングケアラーの問題についても対応されているところにつきまして、評価をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

このきょうだい児の方は、皆さんが皆さんそうじゃないと思うんですけども、親の関心や保護者の関心がその兄弟姉妹に集中することによって、非常に寂しい思いを持ったり、また自分が全てやらないといけないという責任感を抱く場合があるとも言われております。そのような心情面についてのフォロー、また、ヤングケアラーの視点も含めて、別府市としてどのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

きょうだい児につきましては、心理的な思いへの配慮に加え、家庭内で一定の役割や負担を担っている場合があることも認識しております。特に、日常的な世話や介助を担う状況が生じた場合には、いわゆるヤングケアラーの視点も踏まえた対応が重要であると考えております。

一方で、家庭内の状況は外から見えにくい側面もあり、本人からの発信や相談、関係機関からの情報提供がなければ把握が難しい場合もございます。そのため、本市では、乳幼児訪問や各種相談支援に加え、ヤングケアラーに関するアンケート調査等も活用し、早期把握に努めております。

家庭内の状況は外から把握しにくい側面もございますが、本人からの発信や関係機関からの情報提供を大切にしながら、過度な負担が確認された場合には、関係部署と連携し、必要な支援につなげております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。今の御答弁にありましており、この家庭内の状況というのはなかなか外からは見えにくい状況がございますし、御本人、御家族の中で思いとか悩みを抱えているところもあると思いますので、しっかりそういうところも何か、行政として何かできないか、そういうふうな行動を取ることが大事じゃないかなと思います。

このきょうだい児さんの支援の取組につきましては、今、こども家庭課長が御答弁いただきましたけども、こども家庭課だけで対応する問題ではないと思いますし、また教育部門との連携とか、またNPOさんを1つお教えいただきましたけども、そういうボランティア団体との連携も必要になってくると思います。きょうだい児の負担を軽くするため、またお互いで仲よく生きていくためには、同じ立場の子ども同士が交流できるような場も必要になってくると思います。

私が見ましたNHKテレビの中では、これは近畿地方でございましたけども、障がいのある当事者とそのきょうだい児がわだかまりなく過ごせる日常を支えることを目的にして、非営利団体「つなぎのね」というNPO法人が活動しているようでございました。当該団体におきましては、当事者への支援を行いながら、きょうだい児の相談に応じたり、またきょうだい児同士が思いを話せる、共有できる場を設けたり、また家族や学校のことを一時的に忘れ、また離れて安心して過ごせる居場所づくりを行っていると同っております。ほかにもレクリエーション等行っているようでございまして、非常に好評であるというふうにありました。

別府市におきましても、このきょうだい児の方が安心して思いを話せたり、また遊べたり、交流できるような場の設置について何か検討したり、そういうふうなことはできるのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

同じ思いを共有する、いわゆる自助となる当事者のサークルが市内でも活動を行っており、その情報につきましては、市のホームページ上に掲載しております。当事者による自助会が最も安心してきょうだい児が交流でき、心理的負担を軽減できるサードプレイスになると考えますので、自助会等の情報提供は迅速に対応してまいります。

○16番（穴井宏二） まずは情報提供かなというところから始まると思いますけれども、そういうふうなところを、情報提供から始めて取組をお願いしたいと思います。

埼玉県の入間市におきましては、様々な市の事情もあると思いますけれども、市のホームページのユーチューブの中でこのきょうだい児さんについての問題を、取組を取り上げてるようでございますので、ぜひそういうところも参考にして、今後の情報提供から裾野を広げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の4項目め、在宅勤務・テレワーカーの養成について質問をしてみたいと思います。

このテレワーカーの質問につきましては、いろんな相談の中から取上げをさせていただきました。近年、仕事を取り巻く環境も著しくあります。また、地域の事業者は、人手が足りないとか、また優秀な人材を確保できないなどの多くの課題に直面しております。2020年のコロナ禍におきましては、感染症の拡大防止の観点から、テレワークの普及が加速しました。企業側だけではなくて、働く側も新しい働き方、また多様な働き方へのシフトも進んでいるように思います。

そこで改めてお聞きをしたいのですが、このテレワークの定義、また、そのテレワークの効果についてお答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

テレワークとは、情報通信技術ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方と定義されております。離れてという意味のテレと仕事という意味のワークを組み合わせた造語です。要するに、本拠地のオフィスから離れた場所でICTを使って仕事をすることです。

テレワークの主な効果として、企業は柔軟な働き方の実現により、有能・多様な人材の確保と離職防止、能力の活用が可能となるほか、スペースや紙などのオフィスコストの削減と、通勤・移動時間や交通費の削減、オフィスの分散化による災害時等の迅速な対応が上げられ、労働者は仕事と育児、介護等の両立をはじめ、多様で柔軟な働き方の実現が上げられております。

○16番（穴井宏二） 日中、外でずっと働くことができない方もおられます。また、もう少し収入をアップしたいという市民に光を当てていって、高収入テレワーカーへの育成へ結びつける働き方や、またその業務を提供する企業の紹介や周知が大事になってくると思わ

れます。市民と企業の相互理解が大事だと思いますし、また自治体としても、自由に自分で仕事を選べて、ある程度の収入を得ることができることを市民に示して、テレワーカーに対する心理的な壁を低くしていく、就労を促す、そのような環境をつくり出すための取組が必要だと思います。

そこで、このテレワークにつきましては、主に自営型とまた在宅型があるようでございますけれども、その働き方の違いについてお答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

自営型テレワークと在宅型テレワークは、どちらも自宅などを拠点に働く形態ですが、最も大きな違いは雇用関係の有無にあります。自営型テレワークとは、企業と雇用契約を結ばず、個人事業主として業務委託契約や請負契約などに基づいて仕事を行う働き方を指します。発注者から業務を受けて、成果物や業務単位で報酬を得る形が一般的です。

一方、在宅型テレワークは、企業と雇用契約を結んだ労働者が自宅で勤務する形態です。いわゆる在宅勤務やリモートワークに当たり、給与は時給や月給で支払われ、労働時間の管理も行われます。両者は働く場所は同じでも、契約形態や法的な位置づけ、補償の内容などが大きく異なり、最大の違いは、企業に雇用されているかどうかという点に当たります。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。

私が調べた中では、国東市や八代市において、この3年間、テレワーカー養成講座を行ったようでございます。この両市とも地元に進出したIT企業と協働して、仕事の機会を市民に紹介する、またセミナーを開催する、市民から希望者を公募して、モデル的なテレワーカーを養成して、就労機会の裾野の拡大を図ってきたというふうにおっしゃってございました。

別府市でも、産業政策課長にお聞きしたところによりますと、市と関係するIT企業は30社以上あるとのことでした。日出町や国東市におきましても、このテレワーカー養成講座の中で、生成AIなどを使って仕事探しなどの疑似業務体験、またホームページの作成業務など、国東市や日出町から委託された日出町のNPO法人に研修をお願いして、しっかり育成をやっているようでございますけれども、このようなテレワークの普及は、子育てや介護をしている、そのような事情によって働きたくても働けない、また、ある程度スキルがある人の人材を発掘することにもなると思います。

様々な仕事のニーズがございますけれども、そのような課題の解決につながる一つの手段ではないかと思っておりますけれども、この点についてどう考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

テレワークは、地方における仕事を取り巻く課題の解決につながる一つの手段であり、具体的に申し上げますと、若者や働き手が地域に住み続けられる環境を整えることができ、都市部への人口流出の抑制につながる可能性があります。

また、地理的な制約が小さくなることで、地域にしながら多様な仕事に就くことが可能となり、雇用機会の拡大や所得の向上につながります。さらに、通勤時間の削減により、育児や介護と仕事の両立がしやすくなり、働き方の柔軟性も高まります。

このように、テレワークの普及は地域が抱える様々な課題の解決につながる一つの手段になると考えております。

○16番（穴井宏二） ちょっと国東市や日出町から委託されてる方にお聞きをいたしました。そういう中では、このテレワーカー養成講座、令和7年度は1回2時間で14回開催、パソコンを持参。1回目はオリエンテーション、2回目、3回目は様々な初期設定の準備、そして4回から9回は実技の作業、最終回はホームページの発表とかをやっておりました。

そうでございます。

やはり、意外と多かったのが、子育て中の人とか、また子どもが大学に行き始めたので小遣い稼ぎをしたいとか、そういうふうな比較的身近な理由で受講されたようでございます。国東市の中のフランス料理店のホームページをつくったとか、そういうようなこともおっしゃっております。国東市の場合は3年間のテレワーカー養成講座の中で、受講者が132人、そのうち34人がホームページをつくったりとかで、実際に報酬をもらうまでの仕事を行ったということでございました。

このテレワーカーにつきましては、いつでもどこでも通信環境さえあれば仕事ができ、自宅にいながら仕事を受注できる状況になります。多種多様な働き方で収入を増やすこともできますし、場所と時間にとらわれないテレワークを、民間の知見を生かしながらしつかり取り組んでいくことが大事だと思います。別府市におきましても、様々な事情によりまして働けない地域の人材発掘、また、地方にいながら多様な仕事に就ける仕組みを構築するためにも、このテレワーカー養成講座は有効だと思います。

今後どうされていくのか、このテレワーカーの育成の方向性について御答弁をお願いします。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

大分県も、テレワーカー向けスキルアップ講座や交流会、テレワーク商談会を実施しており、受講生からも好評と聞いております。先ほどの答弁でも述べましたとおり、テレワークの普及は、地域が抱える様々な課題の解決につながる一つの手段になると考えています。大分県の取組やほかの自治体の事例等を注視するとともに、今後も労働行政全般について調査研究してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。

今、御答弁をいただきました。こういうテレワーカーの養成の講座の中で、テレワーカーを養成して実際に報酬をもらう、そこまでしっかりやっていけば、あとは自信を持って取り組んでいけますよというふうにおっしゃっておりました。また、特に女性のテレワーカーについては、キャリア・ママという、非常に女性からは取り組みやすいホームページがあるようでございます。こういうふうなところも紹介しながら、しっかり報酬がもらえるように指導してますよということでございましたので、そういうふうな民間の識見をしっかり生かして取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○4番（森 裕二） ビーワンベっふの森裕二です。

昨日は小学校の卒業式ということで、休会ということになりました。議員の皆様も、地元の小学校の卒業式に参加をされたことだというふうに思います。私も地元の小学校の卒業式にPTA会長として、また卒業する子どもの一人の親として参加をさせていただきました。子どもの成長を感じるとともに、たくさんの感動と笑顔をもらえた1日だったというふうに思っております。人生の節目節目に立ち会えることに感謝をし、子どもたちの未来が希望を持てるものとなるよう、一人の親として、また議員としてこれからはしっかりと頑張っていかなければならないと決意をさせていただいたところでございます。

それでは、一般質問のほうに入っていきたいというふうに思います。

まず、健康寿命についてお聞きをしていきます。

健康寿命とは、介護など健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。逆に、平均寿命と健康寿命の差が介護や支援を必要とする不健康期間となり、その差をいかに縮めていくかが大きな課題となっております。健康寿命の延伸は、市民が日常生活の中で運動や生活習慣の改善を意識して取り組むことで、医療費や介護費の抑制にもつながる重要なテーマであるということはいうまでもありません。

別府市では、新湯治・ウェルネスを通じ、市民や観光客の心身の健康維持・増進を図るとともに、その経済効果が市内全域に波及するよう、新湯治・ウェルネスツーリズムを推進し、取り組んでいるところでございますが、この取組は健康寿命の延伸にもつながっていくものと思います。

そこで、大分県及び別府市の健康寿命が現在どういう状況なのかについてお聞かせください。

(議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く)

○健康推進課長(末房日出子) お答えいたします。

健康寿命は、厚生労働省が3年に一度行っている調査の中で、健康上の問題で日常生活に影響がないと答えた人の集計結果を基に、都道府県ごとに算出されます。大分県の全国順位といたしましては、男性は令和元年に1位となりましたが、令和4年の調査では25位、女性につきましては、令和元年に全国4位でしたが、令和4年の調査では10位となっています。

別府市の状況ですが、健康寿命は市町村ごとの算出はできないため、大分県算出の類似指標であります要介護2以上の認定を受けていない方を健康と定義したお達者年齢で御説明いたします。令和元年から令和5年の平均のお達者年齢は男性79.4歳で、県内17位、女性84.3歳で、県内13位となっております。

○4番(森 裕二) 厚生労働省が行っている健康寿命の調査では、アンケートの集計結果を基に算出をされており、その順位は高い位置ということが分かりました。一方、別府市では、大分県が算出をしているお達者年齢の順位ということで、基準が違うものということにはなりますが、別府市の順位は低い位置にあり、大分県全体の足を引っ張っている状況であるということが言えるというふうに思います。

新湯治・ウェルネスで市民や観光客の心身の健康維持増進を図ろうということをしているにもかかわらず、このような状況では観光客の誰も見向きもしないのではないのでしょうか。まずはしっかりと市民の皆様の健康寿命の延伸に取り組むべきだというふうに思いますが、現在の取組状況についてお答えください。

○健康推進課長(末房日出子) お答えいたします。

健康寿命の延伸を実現するためには、市民一人一人が自身の生活を見詰め直し、バランスのよい食生活や適度な運動、十分な睡眠、そして定期的な健診を受診していただくことが重要です。これらは一人だけではなく、家庭や地域、職場などで取り組んでいただくことで、より大きな効果が得られるものと考えております。

昨年9月に、ゆめタウンにおいて、健康づくりの機運を醸成するために「ウェルネス別府2025」を開催し、食・運動・口腔・健康チェック・体力測定・健康相談など、様々な健康に関するブースを設け、延べ2,700人を超える方に御来場いただきました。そのほか、年間を通して公開講座を開催し、また、商業施設やひとまもり・まちまもり協議会のイベント会場、企業等において健康チェックなどを実施しています。健康無関心層の方にも、健康への関心を高めるため、引き続き、医療関係団体のみならず多様な団体と連携し、情報発信と機会の提供を行ってまいります。

○4番(森 裕二) 別府市としても、健康寿命の延伸に向けて、様々な側面から取組をしているということは理解させていただきました。

先ほど答弁にもありました、ゆめタウンで行った「ウェルネス別府2025」には、様々な年代の方が訪れ、多くの方にアピールすることができたいい取組だったというふうに思います。まずはこういう啓発活動をしっかりとし、定期健診の重要性を伝え、日頃から健康を意識をするということが大事だというふうに感じます。

また、全身の健康に大きな関連があると言われてるのが、歯や口腔内の健康です。特

に歯周病になると、歯周病菌が血管内を巡り、インスリンの働きを悪くすることで、血糖値を上昇させ、糖尿病を重篤化させます。ほかにも血栓ができやすくなり、心疾患や脳梗塞を引き起こしたり、口腔内の細菌が血管に入り、誤嚥性肺炎になったり、歯を失うことでかむ力が弱くなり、血流が悪くなることで認知症のリスクが高まります。ほかにも、妊娠中は低体重出産や早産の危険が高まるなど、重篤な病気を誘発することが知られております。このように、歯や口腔内の健康を保つことは、健康寿命の延伸にとって非常に重要な要素であると言えます。

そこで、別府市が現在取り組んでいる歯周病を含む歯の健康に向けての取組状況をお答えください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

歯周病は日本人の歯を失う原因の第1位で、細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患であり、全身の病気に関連があると言われています。令和6年度までは、別府市国民健康保険加入者のうち、40歳の方のみに歯周病検診を実施していましたが、令和6年度に行った別府市国民健康保険歯科医療費分析によりますと、20歳以降年齢とともに、歯周病医療費や患者割合が増加し、30歳以降、残存歯数が年齢とともに減少しており、若い時期からの口腔保健対策が重要と捉え、本年度より健康増進事業の指針に合わせ、20歳から70歳の10年ごとの節目の時期に全市民に歯周病検診を実施しています。

○4番（森 裕二） 今年度から歯周病検診を40歳だけではなく、20歳から70歳までの10年ごとの節目に拡大したということは評価をしたいというふうに思います。それでも、この10年という節目はまだまだ長過ぎるのではないかなというふうに感じます。もう少し期間を短縮することができないのか、今後検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、全国的に歯周病検診の受診率は約5%程度というふうに言われておりますが、別府市において、今年度実施した歯周病検診の受診率はどのくらいだったのか。また、受診率向上に向けた取組についてお答えください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

受診率につきましては、10月末までの途中段階で約5.5%ですので、最終的には全国平均を上回る見込みです。

受診率向上対策としましては、対象者全員に受診券を兼ねた個別通知を発送し、チラシ配布、ポスター掲示、SNSへの投稿などを行っています。

○4番（森 裕二） 全国平均については上回ったということですが、全国の受診率も5%、別府市は1月までの途中経過ですが5.5%と、かなり低迷をしているというふうに思います。今後も、受診率向上に向けてしっかりと取組を進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、予防歯科という言葉があります。これは虫歯や歯周病になってからの治療を行う対症療法ではなく、治療が必要になる前の予防を重視し、定期的な健診とプロによる歯石や歯垢の除去などのクリーニング、歯科衛生士による正しい歯磨き指導、フッ素塗布などを行い、悪くなることを予防するもののことを言います。日本では5%程度の受診率ではございますが、欧米では6割から7割、スウェーデンでは9割の国民が歯科健診を受診をしているというふうに言われております。定期健診を受けていると、年間の通院日数は治療目的で集中的に通う日数よりも少なくなるということも言われております。歯の治療には高額な費用がかかります。医療費を抑制するためにも、予防歯科にもっと力を入れるべきだというふうに思います。

予防歯科の必要性は、別府市としても十分認識をされていることだというふうには思いますが、予防歯科という観点から、今後どのような取組を進めていくのかについてお答えください。

○いきいき健康部長（阿南 剛） お答えいたします。

歯科におきましても、口腔健康管理を行うことで、虫歯や歯周病の予防に加えて生活習慣病の予防にもつながると言われております。そのことは、まさに健康寿命の延伸につながるものだと認識しております。

令和7年度より、別府市歯科医師会に口腔健康管理ステーション機能の委託を行い、口腔健康管理に関する啓発としての市民公開講座を先日開催し、また、予防歯科の重要性の啓発のためのリーフレットの作成配布や、口腔と体の健康を意識づける特定健診の受診勧奨等を行っております。

今後も市民の予防歯科の意識の向上、行動変容に向けて歯科医師会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二） 予防歯科の取組は、健康推進課だけでは難しいというふうに感じております。歯科医師会はもちろん、市役所の関係部局ともしっかりと連携をし、歯の健康が全身の健康につながるということを小学生のうちから理解をさせ、日々の歯磨きの重要性や、定期検診の必要性を訴えるような啓発活動を行うことがまずは先決なのではないかというふうに思います。

体の不調の原因には、歯の健康が関係している可能性があるということを理解し、体の定期健診だけではなく、歯の定期健診も同時に行うような取組を今後進めることで、予防歯科の意識が定着をしていくのではないかとというふうに思いますので、今後の取組にぜひ期待をさせていただいております。

続きまして、生涯スポーツの取組についてお聞きをしていきたいと思っております。

生涯スポーツは健康の保持・増進やレクリエーションを目的として、年齢・体力・技術にかかわらず、誰でも・いつでも・どこでも・いつまでも気軽に楽しめるスポーツのことを言います。

一方で、競技スポーツはスポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の極限へ挑戦し、追求していくスポーツでございます。競技スポーツの最高峰がオリンピック・パラリンピックで、生涯スポーツの最高峰はマスターズとなります。生涯スポーツでも勝敗がつくということはあると思いますが、スポーツを行うこと自体が最大の目的ということになりまして、マスターズの大会に出場するということは目標の一つということになります。

国際大会であるワールドマスターズゲームズでは32の競技、55の種目の生涯スポーツが開催をされております。日本スポーツマスターズでは、水泳・サッカー・テニス・バレーボール・バスケットボール・自転車競技・ソフトテニス・軟式野球・ソフトボール・バドミントン・空手道・ボウリング・ゴルフの計13競技となっております。誰もが一度は見たことやったりしたことのあるスポーツだというふうに思います。また、気軽にできる運動として人気なのが、ウォーキングや体操、トレーニング、ランニングといった特別な道具や場所を必要としない運動となっております。

ここまで生涯スポーツについて詳しく話をさせていただきましたが、ワールドマスターズゲームズの種目の一つでありますダンススポーツ、聞き慣れた言葉で言いますと、社交ダンスが加齢によって体や心の動きが弱くなった状態を指すフレイルや認知症の予防効果が高いということが、最新の研究結果で出ているそうです。フレイルは、要介護状態となる前の段階のことを言い、年齢を重ねるうちに運動不足から筋肉量や心肺機能が低下し、何もしない状態が続くことでフレイルのリスクが高まるというふうに言われております。社交ダンスは、音楽やリズムに合わせてステップ動作をすることで、足腰を鍛え、腕を動かすことで肩周りの筋肉をほぐし、柔軟性を高める効果があり、背筋を伸ばした姿勢を維持することで体幹やバランス感覚を向上させ、転倒のリスクを軽減します。また、全身の身体機能を維持するだけではなく、音楽に合わせたステップを記憶し、パートナーの動き

に合わせて即座に反応する行動は脳の活性化にもつながるものとなります。

また、パートナーをはじめ多くの人と交流し、活動すること自体が、孤独感の解消や認知症予防にもつながるというふうに言われております。戦後に社交ダンスがはやり、高齢者になって健康を意識する中で、気軽に社交ダンスを始める方も多くなっているというふうにお聞きをしておりますが、女性がピンヒールの靴を履くということのため、床に傷がつきやすく、別府市内の練習場所が不足をしているというふうな状況があるというふうにも聞いております。そういった状況をどのように認識をされているのかについてお答えください。

○いきいき健康部次長兼スポーツ推進課長（豊田正順） お答えいたします。

社交ダンスの練習場としましては、民間の各教室の練習所、各地区公民館、集会所などを使用されているというふうに認識をしております。

○4番（森 裕二） 市内にも練習場所があるということでございますが、フレイルや認知症の予防効果が高いということですので、社交ダンスを推進するには、もっと活動場所を広げる必要があるというふうに思っております。そのためには、傷がつきにくい床に変更するなど施設の改修も必要になってくると思います。現状、別府市内の各施設の利用状況というところはほとんど空きがなく、飽和状態となっていることは私も認識をさせていただいておりますので、なかなかこれ以上の推進ということは難しいということも理解をさせていただいております。ですので、今後、改修などがある際には、傷がつきにくい床に変更するなどの検討だけでもしていただければと、お願いをさせていただきます。

それから、健康寿命の延伸には子どもの頃からの運動の習慣化が重要だというふうに言われております。先ほど紹介した社交ダンスも、戦後のブームで一度はやったことのある人だからこそ、大人になってもまた気軽に始めることができているというふうに思います。子ども時代からスポーツを習慣としてやっていた人ほど、大人になっても、またスポーツをやりたいと感じる傾向にあるというふうに思っております。現在、少子化で子どもの数が少なくなっている今だからこそ、生涯スポーツとして、シニア世代に再びスポーツを再開してもらうことが、競技人口の拡大のためにも重要なことであるというふうに思いますし、シニア世代の運動習慣が高まれば、必然的に健康寿命の延伸にも期待が持てるものと思っております。

現在、別府市ではラグビーのプロスポーツのキャンプの誘致には成功しているというふうに感じています。野球、サッカーなどの大学や一般のキャンプ誘致や大会誘致についても成功しているというふうに思っておりますが、シニアの大会は少ないのではないのかというふうに思っております。スポーツ協会の中でも、特に日本スポーツマスターズの競技種目である13の競技団体を中心に、シニア世代の大会誘致を働きかけることでシニアスポーツの活性化につながるというふうに思いますし、運動に対する意識の向上にもつながっていくというふうに思います。

別府は観光地のため、旅館やホテルはたくさんありますし、別府アリーナや野口原、実相寺には各スポーツ施設が充実をしているという環境でございます。大会で疲れた体を温泉で癒やしていただき、夜は宴会へと繰り出していただく最高の環境にあるというところで、ぜひシニア世代のスポーツ大会の誘致に乗り出してみてもどうかというふうに思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○次長兼スポーツ推進課長（豊田正順） お答えいたします。

軟式野球の還暦、古希の方の西日本大会や全国大会、また、参加者200人以上のシニアサッカー大会などが定期的開催をされております。今後は、大会関係者などの宿泊日数に応じて補助金を交付する、スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金などをさらに周知することにより、大会誘致を推進したいというふうに考えております。

○4番（森 裕二） 軟式野球やサッカーのシニアの大会は既に開かれているということとようですが、大会誘致を推進したいという答弁ですので、ぜひほかのスポーツ団体にも声かけのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、スポーツキャンプ等誘致推進補助金については、別府市内のホテル、旅館、その他の宿泊施設に延べ50泊以上宿泊するスポーツキャンプや大会等に対して、宿泊延べ人数によって2万5,000円から最大25万円までを補助するというすばらしい補助金になります。私も過去、予算決算特別委員会の質疑の中でこの問題を取り上げ、各スポーツ協会に周知をしていただいたことで、申請件数は伸びてきているというふうにお聞きをしております。予算上限いっぱいまで使ってしまった、足りなければ増額してでもこの事業はやるべきだというふうに私は思っておりますので、ぜひ大会誘致のほうを頑張っていたきたいというふうに思います。

ここまで、小さい頃から運動習慣のある人に生涯スポーツの推進をお願いをさせていただきましたが、子どもの頃からの運動習慣がないまま大人になり、運動習慣がない人も一定数いるのが現状だというふうに思います。特に、働き世代の30代から50代にかけてと、子育て世代で小さい子どもを持つ主婦などは、自分のために運動する余裕のない人たちが多いです。健康寿命の延伸のためには、そういった子どもの頃や、ふだんから運動習慣のない人にいかに運動習慣を身につけてもらうかが重要になってきます。

私は先日、静岡県三島市に「スマートウエルネスみしま」の取組の視察に行ってきました。別府市でも取り組んでいる、歩数によってポイントをためる健康アプリでは、イベントに参加すると高いポイントを獲得でき、たまったポイントを電子マネーにも利用できるようにしたことで、40代、50代、60代の利用者が増えたそうです。また、小さな頃から運動習慣をつけるため、健診でボールをプレゼントして、スポーツ保育にも力を入れておりました。

それから、女性の運動習慣化のため、1人では続けられず、子どもを預ける罪悪感やきつかけや時間がないなどの課題を解決するために、フィットネス教室を開催することで仲間づくりができ、子どもと一緒に運動することで、助け合い保育を行い、御褒美つきにしたり、オンライン講座で気軽に楽しんだり、女性目線で参加しやすい環境づくりに取り組んでおりました。働き世代向けには、女性・男性特有の健康問題についての研修会や、従業員の健康は企業の健康という考えの下、健康経営に取り組む企業を支援し、好事例を紹介し合うなど、また、高校生に健康経営の大切さをPRすることで、取組企業に就職希望者が増え、従業員のウェルビーイングが高くなる取組もありました。

無関心層への取組として、公民館で行う健康教室などは運動に興味のある人しか集まらないため、運動習慣のない人を集めるには不向きということで終了し、新たに子どものためになら親が動くということで、親子マウンテンバイク体験会や親子で楽しむ教室、子ども向けと同時開催の子育て世代向けの教室、グループでどれだけ体重を落としたかを競うイベントの特典をお肉にしたことで、男性の参加者が増加したなどの取組も行っておりました。

ほかにも、ライフステージごとにスポーツや運動を楽しむ環境や仕掛けをつくり、誰一人取り残さないためには人とのつながりが大切という考えの下、コミュニティづくりにも取り組み、主体的に取り組む人を育てる活動などを行っておりました。

今、紹介させていただいたように、三島市は別府市の何歩も先を見据えた取組を行っているというふうに感じました。ここまでのことを急に別府市に求めるということは難しいというふうに思っておりますが、ふだん運動習慣のない無関心層向けの活動にシフトするという考え方自体は非常に重要な視点だというふうに感じました。

そこで、実際に別府市で健康に無関心な人向けに取り組んでいる事例があれば、お答え

ください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

健康寿命を延ばす運動習慣として、ウォーキングや日常生活の中での歩数増加を推奨しています。ウォーキングに取り組みやすい環境整備として、ウォーキングコースの設定並びに案内看板の設置、ノルディック・ウォークポールの貸出し、また、大分県の公式健康アプリ、「大分あるとつく」の普及に努めています。「大分あるとつく」では、職場対抗戦や仲よし健康ウォーキングなど、仲間とともに歩数を競い合い、県産品などの景品を獲得する仕組みもあるため、健康無関心層への働きかけとして周知しております。

また、ウォーキング以外では、ウェルネスゆったりストレッチ教室や週1元気アップ体操など、各年代に応じた教室を開催しているほか、地域からの要請に応じて、理学療法士等の派遣を行い、運動習慣の定着に向けた取組を行っています。

今後も市民アプリなどを活用しながら、市民の皆様が楽しみながら運動できるように、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○4番（森 裕二） 別府市の方向性は間違っていないというふうには思っているんですが、健康無関心層向けの取組というものより、多くの人に楽しく運動をしてもらうような取組というふうに感じをしました。実際に三島市では、ストレッチ教室のような取組は健康に興味のある人しか参加しないということでやめた事業になりますし、理学療法士の派遣も、地域からの要請を受けるという時点で、健康に関心のある人のように感じます。

ただ、健康のために楽しく体を動かす活動を行うのではなく、三島市のようにもっとターゲットは誰で、目的は何かをしっかりと定めた上で、課題や不足を検証し、方向性が違う場合は軌道修正をした上で新たな試みを実施するなど、気軽に楽しく参加できる環境を整え、最終的には市民自らが主体的に取り組む姿勢を養う活動が必要なんだというふうに思います。

現在の、大分県の足を引っ張っている状況から一刻も早く抜け出すために、まずは新湯治・ウェルネスを通じ、市民の健康寿命延伸のための環境づくりは重要な課題だというふうに考えます。子どもから高齢者まで、誰一人取り残さない健康づくりに向けて、生涯スポーツを推進し、健康寿命を延伸していくために、市は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えください。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

本市では、第2期別府市スポーツ推進計画や第3次健康増進計画、第3期国保データヘルス計画等、健康に関する計画を進めており、それぞれの計画に沿いながら、健康寿命延伸にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今後整備が予定されております新湯治・ウェルネスに係る研究・実践拠点施設におきましても、その整備運営事業の基本計画において、市民の皆様が御利用となる市民エリアでは、温泉を活用した水中ウォーキングや湯中健康体操など、市民が健康増進プログラムを日常使いできるような施設になるということも計画しておりますので、その活用につきましても健康寿命の延伸につながるものと考えております。

これからも引き続き、あらゆる世代の方が生き生きと活躍できるよう、関係各課とも連携を図りながら、健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二） 健康寿命の延伸への取組は様々です。今回はいきいき健幸部の健康推進課とスポーツ推進課に答弁をしていただきましたが、幼少期から老年期まで幅広い世代が関係していることを考えますと、最低でもこども家庭課や子育て支援課、高齢者福祉課、健康推進課、スポーツ推進課、学校教育課などの課も関係してくるものだというふうに思っております。

今後は、関係各課と連携して健康寿命の延伸に取り組んでいくという答弁でございまし

たので、いきいき健幸部がしっかりと主導権を握っていただき、新湯治・ウェルネス事業の成功のためにも、健康寿命の延伸に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、外国人政策についてお聞きをしていきます。

先日、第 51 回衆議院議員選挙が行われました。通常、新年度予算の審議が遅れると、国民生活への影響が出るということを考慮し、1 月冒頭での解散は避けてきたわけですが、1 月 23 日に解散し、24 日公示、2 月 8 日投開票という、解散から投開票日まで 16 日間しかない短期決戦での選挙が行われ、結果は自民・維新が連立を組む与党が大きく議席を伸ばすという結果となりました。

今回私が気になったのは、2025 年に行われた参議院選挙の辺りから、外国人に対する受入れや人権に関する議論が活発になされており、中にはかなり激しい主張もあったということです。特に、ある政党や候補者において、外国人の排斥とも取れるような発言がありました。私も在留資格がないなどの違法な外国人や、日本の水資源や重要施設付近の土地を外国人が購入し所有するなどの問題に関しては、しっかりとした対応や規制の強化が必要だというふうに思っておりますが、外国人そのものの受入れを規制する動きや、中国を極端に敵視する動きが見られたことに残念に感じた次第です。

特に、外国人労働者を排し、日本人に置き換えるべきだというふうな主張をする候補者も現れるなど、違和感を覚えるものもございました。ここ別府市は国際観光温泉文化都市として、多くのインバウンド客を迎え入れ、A P U の開学とともに外国人留学生も多く住み、今やコンビニ、飲食店をはじめ、市内の至るところで外国人の方が働いているのをよく見ます。この背景には、日本人を雇いたくても誰も応募してこないというのが現状であり、外国人を雇うしかなくなっているというのが実情のようでございます。面積当たりの在留外国人の数も、別府市は高い傾向にあるというふうに思っておりますが、そういった意味でも、ここ別府市は日本の中でも、外国人に対する受入れに関しては寛容なのではないかというふうに思っております。

そこで、市内の在住の外国人の現在どのくらいの人数がいるのか、在留資格別やどの国が多いのかについて、現在の状況についてお聞かせください。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

本市の住民基本台帳に登録されている外国人住民数は、令和 8 年 2 月 28 日現在で 5,706 名に達しており、その出身国・地域は 126 に上ります。

在留資格別に見ますと、最も多いのは留学生で、全体の約 60% に当たる 3,375 名を占めています。次いで多いのは、永住者や定住者、その配偶者など、身分や地位に基づく在留資格を有する方々で、約 15%、868 名となっております。さらに教授や技術、人文知識、国際業務などの専門的・技術的分野の在留資格を持つ方々が約 10%、539 名、そのほか、就労が認められていない在留資格、家族滞在などを有する方々、特定技能、技能実習生がそれぞれ 5%、25 名前後となっております。

国籍別になりますと、一番多いのがミャンマー、次いで中国の方々が多数の統計となっております。

○4 番（森 裕二） 留学生が約 3,300 名で最も多いということですが、そのほかにも様々な在留資格を持った方がいて、約 5,700 名、126 の国と地域の方が市内に在住しているということでございます。

先日、大分県が初めて実施した、外国人に対して、生活の満足度や困り事を聞く意識調査が大分合同新聞に掲載をされておりました。その結果は、「大分県に住み続けたい」と答えた人が 66% で、理由としては、「今の仕事が好き」「家や周りの環境がいい」「職場や学校の環境や人間関係がいい」と続いたそうです。一方で、「給料や勤務形態などの条

件が悪く、やりたい仕事がない」や、「イベントやレジャーなどの楽しみがない」と感じている人も多いという結果でございました。

また、生活上困っていることは「日本語でのコミュニケーション」がトップで、「外国語の情報が少なく、日本人との付き合い方や社会保障などの仕組みが分からない」などが多かったとありました。

この意識調査から、多くの外国人が大分県に対して好意的な意見を持っているということがうかがえましたが、仕事がなく、コミュニケーションをはじめ、社会生活になじめていない外国人が一定数いるということが分かります。今後、長野市長が目指す新湯治・ウェルネスが産業化をすればインバウンドも増加し、通訳をはじめとした様々な分野で外国人の方の仕事が増えることが予想されております。そうすると、別府市に定住する外国人も増えてくることは間違いないというふうに思います。

こういった状況を市はどう捉えているのか、また、外国人対策を今後どうするのかについてお答えください。

○文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

1点、先ほどの答弁で訂正をさせていただきます。

就労が認められていない在留資格、家族滞在などを有する方々、特定技能、技能実習生がそれぞれ5%、250名となっております。失礼いたしました。

次に、今の御質問に答弁いたします。

市内在住外国人の在留資格別データでは、留学生や専門的・技術的分野の在留資格を持つ外国人の住民の割合が多く、他市とは異なる特徴があります。今後は人口減少による人手不足や在留資格制度の変更に加え、新湯治・ウェルネス産業によりインバウンドも増え、これに伴い、就労を目的とした外国人住民の増加も予想されております。

これまでも本市では、外国人住民への支援として、ごみカレンダーの翻訳や生活情報の発信、市窓口での多言語対応などに取り組んでおります。また、外国にルーツを持つ子どもを対象とした地球っ子わくわく広場や、留学生と市民の交流を目的とした留学生地域活動助成金事業も実施しております。

今後も国際観光温泉文化都市という特性を生かし、本市が育んできた多様性と重要性の促進について、関係機関や関係部署と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（森 裕二） 私は、いずれここ別府市が外国人と日本の文化が融合した近未来的なまちになるのではないかとこのように感じております。別府市の姿が、別府モデルとしてグローバルスタンダードになることを期待をしております。

では次に、外国人政策の中で、学校現場での対応についてお聞きをしていきます。

現在、市内の公立小中学校に通っている外国籍の児童生徒数は何人くらいいるのか、また、その子どもたちの国籍も併せてお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

外国人の子どもの就学状況等調査によりますと、令和7年5月1日現在、別府市内の公立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数は、小学生相当が79人、中学生相当が31人、合計110人でございます。

また、主な国籍は中国、韓国、スリランカなどアジアを中心とした国々で、それ以外の地域も含めると22か国の児童生徒が在籍しております。

○4番（森 裕二） 小学校は現在13校ありまして79人、1校当たり平均6人程度という計算になります。中学校が7校で31人、1校当たり四、五人程度いるということが分かりました。計算上、各学年に1人はいるということになります。実際にはきょうだい児等もいるでしょうから、ある程度人数が多い学校、少ない学校、もしくは1人もいない学校

もあるというふうに思います。

では、現在これだけの外国籍の子どもたちが学習する上で、全ての子どもが日本語を流暢にしゃべれるわけではないというふうに思います。日本語の支援が必要な児童生徒への支援の状況はどうなっているのかについて、お聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

日本語指導が必要な児童生徒への人的支援といたしましては、日本語指導員などを市内公立学校に配置しております。また、有償ボランティアといたしまして、別府市外国人子女等教育相談員 15 人を児童生徒の在籍する全 13 校に派遣し、日本語指導や学校生活への適応支援等を行っております。

これらに加えまして、社会教育課の地域教育力活性化事業によるボランティアも活用しております。

1 人当たりの支援時間は週 1 時間から 6 時間程度で、年齢や来日後の年数、日本語能力のレベル等、児童生徒の実態に応じた支援を行っております。

○4 番（森 裕二） 児童への支援体制はよく分かりました。

では、児童が日本語をしゃべらなければ保護者の方が日本語をしゃべれないという方も多いのではないかとというふうに思います。実際、外国籍の方に P T A の加入を勧めても理解できなくて困っているというような話も聞いております。学校現場では日本語ができない保護者への支援はどうなっているのかについて、お答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

日本語指導員は、保護者面談への同席や学校から保護者への連絡、保護者から学校への相談等の対応を行っております。

○4 番（森 裕二） 聞き取りの中でも、保護者については学校だけではなく、ほかの課でもしっかりとサポートをしているというふうに聞いておりましたので、安心をさせていただきました。

では、日本語の支援を要する、必要とする外国籍の児童生徒へ提供する教材についてはどういう状況ですか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

日本語指導が必要な児童生徒の教材といたしまして、習熟度に合わせ、教科書を軸とした独自教材や、文部科学省や県教育委員会等が提供する専門教材を活用し、学習の充実を図っております。また、1 人 1 台端末による視覚的な情報や市が導入したデジタルドリルの活用で、自主的に学習を進められるよう支援するとともに、令和 7 年度からは、算数と数学の多言語翻訳アプリを無償提供し、多角的な支援を展開しております。

○4 番（森 裕二） 指導する先生が手作りをしたり、自費で日本語の教科書を英語に変換できる教材を購入している先生もいるというふうに聞いております。令和 7 年度から、算数と数学に関しては多言語翻訳アプリを利用できているということですが、この点に関してはもう少し改善が必要なのではないかというふうに感じております。

では、次に、日本語の分からない外国籍の子どもは、まず最初に必ず母国語の本や絵本を手にとるということを聞いております。絵本などの充実した環境が整っているのかについて、お答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

外国籍児童生徒の母語の多様化に対応して、各学校で母語書籍を提供しておりますが、今後は学校図書館と別府市立図書館の連携をさらに進め、多言語絵本等のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○4 番（森 裕二） 22 か国もの国と地域の方が入ってきている中で、なかなか全部をそろえるというのは難しいかもしれませんが、日本語のできない子どもにとって、母国語の本

というのは安心感があるというふうに感じます。少しでも充実した環境を整えてあげたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ここまで、別府市における外国人籍の子どもたちの学習環境についてお聞きをしてきましたが、これから新湯治・ウェルネスによって、多くの観光客、外国人の方がここ別府市に集まってくる中で、外国人籍の子どもたちも増えてくるのは間違いないというふうに思います。

そこで、外国人籍の子どもだけではなく、誰もが学びやすい教育環境、住みよいまちづくりに向けた市教育委員会の見解をお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

第3期別府市教育大綱では、目指す人間像といたしまして、国籍や障がいの有無等にかかわらず、他者や多様性を理解・尊重し、互いに支え合う人を掲げております。市教育委員会といたしましても、外国人籍児童生徒の支援を一層充実させ、全ての子どもが自分らしさを大切に、互いの文化や考え方を認め合える環境づくりを進めてまいります。

学校教育を通じて多様な価値観に触れる経験は、市民全体の多様性への理解を深め、誰もが自分らしく暮らせる住みよいまちづくりの土台になると考えております。

○4番（森 裕二） 今答弁にあったように、多様性を認め合い、誰一人取り残さない共生社会の実現にこれからもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。また、対応を学校現場に任せるのではなく、外国人籍の子どもたちが別府に来てよかったなというふうに思えるよう、市教育委員会が主体的に学習環境づくりを行っていただきたいというふうに思っております。

続いて、学校教育についての質問へ移らせていただきたいと思います。

まず、GIGAスクール構想についてお聞きをしますが、GIGAスクール構想と聞いても分からない人も多いというふうに思いますので、国が進めているGIGAスクール構想の方針、またそれを受けて、市教育委員会としてどのような方向性を考えているのかについてお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、本市では1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びを推進しております。具体的には、デジタルドリル等による個に応じた主体的な学習に加え、端末を介した意見交換やプレゼンテーションなど、対話的で深い学びを促進しております。今後もICTの積極的な活用を通じ、これからの社会を生き抜く資質能力を備えた子どもたちの育成に努めてまいります。

○4番（森 裕二） 2021年に児童生徒1人につき1台のタブレット端末が整備されて、5年が経過をしました。更新時期を迎え、来年度から新しい端末での授業が開始されることとなりますが、これまでの児童生徒のタブレット端末の活用状況についてお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

今年度の調査では、「タブレット端末を授業でよく使う」と回答した児童生徒は84%に達しており、学習用ツールとして、子どもたちの間に浸透している状況がうかがえます。

今後は、ICTを活用した事業の好事例を共有し、個別最適な学びと協働的な学びのさらなる充実を目指してまいります。

○4番（森 裕二） 84%の児童生徒がよく使うと回答しているということで、利用頻度は以前よりも高くなってきているなというふうに感じました。しかし、まだまだ先生が前に立って指導するという旧来のスタイルが中心で、児童生徒が対話形式で、対話形式で行う新しいスタイルでの授業はまだまだ少ないというふうに感じております。

では、タブレット端末に入っているソフトの具体的な使用例についてお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

代表的な授業支援ソフト「ロイロノート」により、一人一人の考えを瞬時に画面上で共有、比較検討することが可能となり、多様な意見に触れる協働的な学びが活発化しております。

ほかにも、カメラ機能を用いた理科の観察記録や体育でのフォームチェック、デジタル新聞の共同作成など、デジタルツールの強みを生かした活用を進めております。

○4番（森 裕二） タブレットを活用して様々な活動を行っているということは理解できましたが、正直、一般的なソフトではなく、専用のソフトを使っているという印象でございます。日頃から文書を打つという作業自体は行っているようですが、私たちがふだん仕事をする上でよく使用するWordやExcelなどの汎用ソフトは活用できていないというふうに感じました。専用ソフトを使用すること自体が悪いというわけではありませんが、汎用ソフトをふだんから使っていなければ、社会に出たときに、タブレットは使えるが使用していたソフト以外は使えないという状況にならないかを心配しております。実際にスマホやタブレットでLINEなどのアプリが使えるのだが、Word、Excelは使えないという方も非常に多いです。

汎用ソフトをはじめ、タブレット端末の効率的な活用方法などをICT支援員から指導助言するだけで、先生たちの活用方法の幅が生まれ、負担軽減にもつながるのではないかなというふうに思いますが、市教育委員会のお考えをお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

汎用ソフトの活用につきましては、高学年を中心に社会科の新聞作成や総合的な学習の時間のプレゼンテーションなど、教科の特性に応じて段階的に活用しております。ICT支援員は、機器の操作支援のみならず、授業での効果的な活用に向けた支援も行っております。教員のニーズに応じた校内研修の講師を務めることで、最新事例の共有を図り、教員の実践力の底上げにつながっていると考えております。

○4番（森 裕二） 既にある程度ICT支援員を活用しているという答弁でございますが、実際の現場を見る限り、あまり効果的ではないというふうに感じています。ICT支援員も学校に常駐をしているわけではなく、必要なときに指導しているというふうにお聞きしています。ICT支援員が常駐することで、先生が頼り切りになり、スキルアップが望めないというマイナス面もあるということです。必ずしも常駐をしなければいけないというわけではないというふうに思いますが、ICTを使った授業をICT支援員が定期的に見学をしたり、現場を見て感じるだけで、もっと効率的な使用方法があるということに自ら気がつくこともあるというふうに思います。

そして何より、このGIGAスクール構想の目的を達成するためには、日頃から市教育委員会が主体性を持って調査研究を重ね、いい取組は積極的に取り入れていく姿勢が大事なんだというふうに思います。地域間格差、学校間格差が現状ではあるというふうに感じております。今こそ、ソフト面からハード面まで全国各地で行われている様々な取組を市教員自ら考え、現場に落としていく、そうした取組が今必要なんだというふうに思います。

GIGAスクール構想実現のために、市教育委員会として今後どのように取組を進めるのかについてお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

誰一人取り残さない学びの実現に向け、目的や教科に応じたタブレット端末の効果的な活用例を共有するとともに、実技研修等を通じまして、教員の指導力向上と着実な授業改善に努めてまいります。

今後は、データの利活用や校務の効率化など、教育DXを推進し、デジタルならではの強みを最大限に生かすことで、子どもたちが分かる・できるを実感できる授業づくりを一層推進してまいります。

○4番（森 裕二） 教育だけではなく、A Iの進化に伴い、社会全てがD X化へと進んでいきます。時代に取り残されないためにも、市教育委員会が主体的に日々新しいものに目を向けて、積極的に挑戦する姿を見せていただきたいというふうに思います。そうした姿勢がきっと子どもたちのいい成長へとつながるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最後に学校運営協議会についてお聞きをします。

学校運営協議会の大分県内の導入率は令和7年時点で97.8%と、全国平均は71.6%といることですので、高い水準で導入されているということが分かります。この学校運営協議会自体は国が推進をしておりますが、その設置目的についてお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

「コミュニティ・スクール」と呼ばれる学校運営協議会は、法に基づきまして、学校と地域住民、保護者が力を合わせて、地域とともにある学校をつくることを目的としております。具体的には、学校運営の基本方針を承認するほか、学校の課題や未来について熟議を重ね、知恵を出し合い、地域や、地域が主体的に関わることで、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える体制を構築することが最大の目的であります。

○4番（森 裕二） 地域が主体的に関わり、学校と地域、保護者が連携しながら地域とともにある学校をつくり、子どもたちの健やかな成長のために活動していることが目的となっているようですが、実際の学校運営協議会にはどのような人が選ばれているのか、また、委員の選定についての流れについてもお聞かせください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

選定の流れにつきましては、各学校長が推薦した候補者を教育委員会が適任と認めた上で任命しております。委員構成は、地域、保護者、専門家のバランスを重視し、自治会長や民生委員、保護者代表のほか、長年見守り活動等に携わる地域住民の方々を中心です。加えて、大学教授や元教員、放課後児童クラブの指導員など、教育に関する高い知見を持つ専門家にも参画いただいております。

○4番（森 裕二） 校長の推薦で様々な分野の方がバランスよく選ばれ、教育委員会が任命しているということが理解できました。学校運営協議会も、結成当時はまだ活動も活発に行われていたのかもしれませんが。

しかし、コロナ禍を経て、多くの学校運営協議会は活動の縮小を迫られ、コロナ後も活動が再開できていないところも多いのではないかとこのように思います。また、各協議会ごとに活動の濃淡があるようにも聞きますし、委員の参加率が極端に悪い協議会もあるというふうに聞きます。参加してもそのほとんどで、学校が示す資料の説明を聞き、特に意見もなく、それを承認するだけの組織になっているという意見もありました。私も学校運営協議会の一人として参加してみて感じるのが、教育の専門家である学校が示してきたデータや目標値に対し、地域の一員である地域住民では、それが正しいのか正しくないのかの判別がつかず、教育に関する高い知見を持つ専門家が何も言わない、もしくは認めてしまえば、意見が出にくいというのは仕方のないことだというふうに思います。

学校側も地域の方の知恵を借り、新しく何かを行おうとか、力を合わせて何かを成し遂げようというわけでもなく、特に意見も出ずに、基本方針が承認されればそれでいいという感じなのではないでしょうか。熟議を重ねることもなく、出席率も悪ければ何の意味があるのか、そもそも学校運営協議会が何のために設置されているのかも分からない、学校に協力したい気持ちはあっても、具体的なことがなく、どうすればいいのか分からないという委員が多いようにも感じます。

人選に関しても校長任せということで、校長の任期は2年ほどですから、地域のことが理解できた頃には異動や退職になります。基本的に前年踏襲し、特に欠員もなければその

ままという状況が続いているのではないのでしょうか。それでは、これでは活動が停滞してしまうのも分かる気がします。学校と地域の連携を強化し、もっと地域との交流を、学校のほうから提案できる環境をつくるためにも、各公民館にいるコーディネーターや地域活動推進員などを活用し、地域で活躍している人を積極的に登用するなどのこ入れが必要なのではないのでしょうか。

今後、当初の設置目的を達成するためにも、学校運営協議会をさらに活性化させなければいけないというふうに思いますが、市教育委員会の考えをお答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学校運営協議会を単なる報告の場ではなく、対等な立場で知恵を出し合う熟議の場とし、実際の活動へとつなげる好循環を生み出すことが不可欠であると考えます。市教育委員会では、各中学校区に地域学校協働活動推進員や公民館のコーディネーターを配置し、話し合いを具現化する人的体制を整えてまいります。また、近隣校同士の連絡会や研修会を通じて成功事例を共有し、地域全体の教育力を底上げするネットワークづくりを推進してまいります。

○4番（森 裕二） 市教育委員会としても、改善の必要があるというふうに認識をしている答えだというふうに感じました。地域によっては、うまくいっているところもあります。停滞しているところは、どこに問題があるのかしっかりと調査研究し、人選についても先ほど答弁のあった地域学校協働活動推進員やコーディネーター等にも相談をし、見直すことも必要だというふうに思います。当初の目的である、地域とともにある学校の実現にこれからも尽力をしていただきたいというふうに思います。

これで、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前 11 時 44 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

○15番（森山義治） それでは、早速質問に入ります。市民クラブの森山義治でございます。

まずは様々な市民の移動手段についてでございますが、令和7年度第6回別府市地域公共交通活性化協議会が2月10日に開催されております。私は傍聴には行けませんでした。が、まず湯けむりライドシェアGLOBALの実証運行の延長について、令和7年4月28日の運行開始から令和8年3月31日までとなっており、乗車数は1日平均で41.5件となっております。大型クルーズ船の寄港時の利用者もカウントされているとは思っておりますが、別府市の現状はいつも申しておりますけども、バスやタクシーの運転手不足による路線バスの減便が、タクシー事業者におきましては、所有台数に対する稼働率の低いことなどで、観光客や市民に対し、大変不便をおかけしていると理解しております。

そのような状況の中で、ライドシェアGLOBALの延長はやむを得ないのではないかと考えておりますが、別府市内には特に扇山地区などは狭隘で坂道の道路とかが多く、交通空白地の市民、またインバウンドに対する、車内において会話をしながら、不慣れた場所まで第一種運転免許で運転する人も大変な仕事だと思っております。

そこで、ライドシェアGLOBALの運行において、交通事故や苦情など考えられますけれども、その内容、また要望等をお聞きしていると察します。そのような事案がございましたら、人身や物損事故の件数とその内容、また事業で改善点等がございましたら、その内容についてお尋ねいたします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

湯けむりライドシェアGLOBALは、これまで、路肩などに接触する軽微な自損事故等が10件ありましたが、人身事故など大きな事故はありません。

事故防止の安全対策として、ドライバーには安全講習を定期的に受講してもらうようにしています。また、軽微な事故であっても、事故報告書の提出を義務づけています。

- 15 番（森山義治） 人身事故でなく軽微な事故だったということで安心しておりますが、今後も安全運転に努めていただきますようお願いいたします。

また、日本版ライドシェアは、本来なら第一種運転免許でタクシー会社に雇用されて第二種運転免許を取得していただき、そのままタクシー会社に雇用されることが望ましいと考えておりましたけれども、どこの事業者もそこまでにはまだ至っていないようです。今後、また進んでいきますことを期待をいたしまして、次に移ります。

次に、現在実証運行中である南部地区の湯けむりライドシェアと路線バスについてですが、この事業においても10か月間で運行便数は1,840便、利用者数は1便当たりで1.925人となっておりますけれども、まだ増やしていける余地があるのではないかと考えております。また、1年間延長することにも理解はしております。

そこで、広報も大事な要件でございますが、費用対効果を考慮いたしますと、今後、デマンド型に改善すればさらに運行効率がよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

- 政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

湯けむりライドシェア南部循環線は、地域住民の御意見等を基に、昨年4月に停留所を増やし、運行ルートを延長しました。停留所やルート、運行時間帯など、現在の運行方法で実証運行を継続し、地域の方の御意見も伺いながら、地域にとって最適で、かつ持続可能な移動手段を検討していきたいと思っております。

- 15 番（森山義治） 私もたまにでございますけど、この事業について南部地区の一部の住民から御意見を伺っておりますが、デマンド交通と言ってもなかなか分かりづらいようでありました。予約制と申しましたら理解していただきましたので、再度、次の機会にはそのようなことも説明をしながら意見を集約していただきたいと思いますようお願いしておきます。

次に、運行中の路線バスのダイヤ改正についてでございますが、別府市は令和8年3月28日には新図書館がオープン予定となっております。また、令和9年3月頃には浜脇の平尾邸がオープン予定のようです。そこで、現在市民生活の重要な移動手段として、ユートピア浜脇から旧南小学校前を経由し、別府駅西口まで、赤字と思われます路線バスが1運行しておりますので、例えばですが、扇山発の3番系統の路線バスは、現在別府駅西口を終点となっておりますので、この路線バスを西口経由として、その発着地を現在のユートピア浜脇まで延長することなど考えられます。また、特に土曜日や日祝日などは新図書館へ勉強などに行く子どもたちの利用も考えられます。

そこで、バス事業者とはそのような増便に向けたダイヤ改正について、今後協議を進めていくお考えはありますでしょうか。助成などを含めて、再度お尋ねいたします。

- 企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

バス事業者含めまして、交通事業者の方とは、地域交通に関する協議を随時しておりますし、様々な意見交換もしております。先ほど御提案いただいたオープン後のダイヤ改正なども、それも含めまして必要に応じて引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

助成につきましては、地域公共交通全体の効率性・公平性の観点から話すべきものというふうに考えております。

- 15 番（森山義治） 今後も、しっかり協議をお願いをしておきます。

次に、道路運送の許可または登録を要しない運送の実施についてですが、令和8年度当初予算案の答弁で理解した部分は割愛し、質問させていただきます。

この事業は、朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会支え合い交通運行事業となっております。

おりまして、運行開始日が13日後ですね、予定ではありますけども、令和8年4月1日運行予定となっておりますが、特に計画区域が鉄輪上、風呂本、北鉄輪地区となっております、その事業内容も詳しく分かりません。

そこで、この事業について、ボランティア輸送であるとは認識をしておりますが、運行ルートや、特にバスやタクシー事業者、また運行地域の各自治会などと事前の協議などは実施されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

本事業の実施に向けては、朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会と協議を重ね、進めております。目的地やルートなどは各関係者と協議し、決定してまいります。

また、実施内容については、公共交通活性化協議会において説明しており、実施内容の決定後速やかに各交通事業者を含め、関係者へお知らせいたします。

○15番（森山義治） 運行期間につきましては、予定ですけども、今、本事業のまた回答で、実施に向けては答弁されておりますけども、令和8年4月1日から令和9年3月31日と予定ではなっております。運行コースなど、実施内容については今後協議を深めるということで理解をいたします。特に、バス事業者やタクシー事業者にも承知していただくことは重要であると考えますので、そのことをお願いいたしまして、次の車両については、資料の中に別府市所有の公用車両を貸し出すと、そのようになっております。

北鉄輪や朝日出張所などを運行するとのことですが、貸し出す車両はどのような車種で何台なのか、何人乗りになるんでしょうか。また、車両の車庫はどこを予定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

車両については市で調達予定であり、車種などは朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会と協議をしているところです。車両の格納場所は、北鉄輪公民館を案として考えております。

○15番（森山義治） 車両や車種などについても協議中と理解いたしましたし、車庫だけは北鉄輪公民館を予定していると理解いたしました。ただ、車両保険などは、運転手は当たり前のことですけども、安心できる保険内容での契約をお願いをしておきます。

次に、運転手に対する謝礼金についてお尋ねします。

運転手は運賃を要求してはならないし、利用者からは実費相当の負担でなければならないと認識をしております。また、利用料はボランティア輸送であれば、運輸支局や国土交通大臣にも届出が必要ないようですけど、この事業はデマンド型で運行して、お客様の利用料は運送実費となっております。まず有償でしょうか、無償でしょうか、お尋ねいたします。

また、ガソリン代や運転手に対する謝礼金を含め、この事業内容はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

ボランティア輸送は無償で行われる運送行為です。国のガイドラインで無償で行われる場合においても、運送に必要なガソリン代等の実費は受け取ることが認められています。

人件費を含めて、運行にかかる費用に対しては、国のガイドラインに沿って、ガソリン代等の実費相当額の利用者負担のほか、運行に係る経費として年間120万円を上限としている市のボランティア輸送補助金を活用していただくように考えています。

○15番（森山義治） 運転手は、お客様から現金を受け取るということに対して白タクになるのではないかなと心配をしておりましたけれども、乗務終了後、運転手さんが朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会に運送実費として納入するということ、また国のガイドラインに沿うことや、運行経費として別府市から年間上限で120万円の補助金について、

このことにつきましては新年度予算で計上されておりましたので、理解をいたしました。

次に、運転手は、地域住民からとなっておりますし、運行日は週5日で1日4便程度となっております。そこで、例えば運行前にタイヤのパンク修理や当日の体調不良、また突発の事故等考えられますが、運転手は何人くらい予定しているのでしょうか、お尋ねします。

また、鉄輪東町の湯の川などを運行している既存の路線バスと競合しないことが望ましいと考えます。着地固定のデマンド運行のようですが、例えば、北鉄輪で4名乗車したとなれば、目的地が違うことが考えられます。その場合、途中でのフリー乗降は可能なんですか。また、鉄輪のバスターミナル付近を着地固定とすれば、亀川駅や別府駅、また病院や買物などに便利ですが、資料のみでは着地固定が詳しく分かりませんので、予定である着地固定場所についてお尋ねいたします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

運行日数や時間帯、目的地など、運行方法については、地域の方々との要望に応じて運行主体である朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会で検討しています。また、受付事務などを担うスタッフや運転手についても、必要な人数を地域で確保していただくようにしています。

今後、着地となる目的地が決定されますが、周辺地域で要望の多い場所を目的地として、コースについては路線バスと重複しないルートとし、安全確保の観点からフリー乗降はしないようにすると伺っております。

○15番（森山義治） 運転手は運行日や時間帯、目的地などもまだまだ検討中とのことでございますが、4月1日には運行開始はまだまだできないのではないかと、そのように思っております。参事が言われますように、運行コースは路線バスと重複しないように助言をお願いしておきます。

また、大分県内でボランティア輸送しているのは、実は先日大分市役所のほうに電話してお聞きもしたんですが、日出町辻間団地北区が運行しておりますけれども、公用車の貸与ではなく辻間団地の北区の区費や寄附金によって車両を購入し、その町民がボランティアで運転し、送迎しているようであります。

今回の朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会が運営する事業は、大分県では初めての運行形態のようであります。また、別府市から10万円の助成金で運営となりますので、運行前には、運行が決定してもよろしいんですが、市議会議長や常任委員会の委員長をはじめ、各議員にも報告していただきますようお願いをしておきます。

次に、鉄輪みらい創生グリーンスローモビリティ運行事業についてでございますが、予算質疑の答弁で国の補助金を活用することは理解をしております。また、この事業も公共交通活性化協議会で報告事項となっております。本事業は一般会計、新年度予算の中で4,924万4,000円となっておりますが、鉄輪地区整備計画の中にグリーンスローモビリティを導入する予算を計上されているようですので、その内訳についてお尋ねします。

また、令和8年4月1日運行開始から令和9年3月31日までの運行予定で、7人乗りの電動カートを使用し、1日5便程度をみゆき坂や旧山地獄駐車場などを巡回運行のようでございますが、どなたでも理解できますように、どのような運行コースなのか教えてください。また、お客様の利用料はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねします。

さらに、国の補助金を活用とのことですが、電動カートは購入なのか、リースなのでしょうか。その場合、1台当たりのリース料をお尋ねいたします。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

グリーンスローモビリティ運行事業で計上している予算は、車両借上げ料や光熱水費など運行支援に伴うものが1,890万円、車庫等の整備に関するものが2,844万4,000円、ボ

ランティア輸送補助金が190万円となっており、国の補助金を活用します。車両は4台、リースで準備をする予定で、1台当たり年間446万6,000円の予算を計上しています。

利用料は、運送に必要な運行経費の実費相当額です。車両は貸与し、運行費については、市のボランティア輸送補助金を活用していただくように考えています。

運行ルートについては、旧山地獄を起点とし、みゆき坂、いでゆ坂を主動線として、今後関係者と協議し、決めていきたいと考えております。

- 15番（森山義治） この事業につきましても、ルートについてはまだまだ協議中と理解いたしますけれども、車両については市の補助金でリースということや、使用料など内容については理解いたしましたので、次に、運行ルートであるみゆき坂やいでゆ坂はインバウンドを含めて観光客が比較的多い地域ですし、お土産屋さんや立ち食いができるお店が出店をしております。7人乗りのグリーンスローモビリティでは乗車できない場合があると考えますが、その場合、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

また、旧山地獄駐車場周辺は、市内外からの観光バスの出入りが多い場所であり、大変渋滞が考えられます。その場合、充電設備や休憩時間、また昼食時間などはどのように協議をしているのでしょうか、御見解を伺います。

- 政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

車両4台で往復運行するため、乗車が全くできない状況は想定していませんが、利用者にとって快適な移動手段となるよう、効率的な運行間隔や適切な時間帯を地域や関係者と協議して設定していきます。運転手の休憩などの詳細は公共ライドシェアで得たノウハウを活用して適切に運行できるよう、促していきたいと考えています。

- 15番（森山義治） これも協議中のようですので、一つ提案ではございますが、地獄蒸し工房前に停車場所としていただきますと、そのそばにバスセンター、タクシー会社の営業所がすぐ近くにありますので、観光客の乗継ぎに大変便利だと考えます。

また、この地域は国内外からの観光客が週末など特に多い地域ですし、運転手の休憩時間などを含めた運行管理体制や、特に安全運行に努めていただき、別府市から運行団体であります「鉄輪温泉みらい会議」に対して、指導や助言をしていただきますようお願いをしておきます。

次に、冒頭に申しましたように、湯けむりライドシェアや今回の朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会支え合い運行事業の拡大が今後、市内の交通空白地や不便地域に拡大することが考えられます。別府市として、今後公共交通の持続可能性についてはどのように認識しているのでしょうか、お尋ねいたします。

- 政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

ボランティア輸送は、路線バスの通っていない交通不便地域で地域住民が協力をして移動手段を確保するものであり、運行区域も周辺地域までのコンパクトな移動で、バス路線と重複しないルートとしています。路線バスを含む公共交通機関は、地域住民にとって重要な生活インフラであり、社会的に必要不可欠であると認識しております。

- 15番（森山義治） そのように認識していただいて安心をいたしました。

また、新年度予算の中に交通体系整備促進に要する経費といたしまして、3億4,204万7,000円が計上されておりますし、そのうちの約2分の1ですね、1億7,600万円は国の補助金となっております。前年度に比較しますと、総額で1億5,399万9,000円増額となっております。旧山地獄の駐車場整備費や朝日大平山ひとまもり・まちまもり協議会や鉄輪温泉みらい会議事業等の予算と考えますが、さらに協議を深めて御指導や助言をお願いをしておきます。

また、2週間前の令和8年3月10日に地域公共交通活性化再生法の一部が改正がされて、閣議決定されております。その中に、公共ライドシェアの文言が入っております。さ

らに、別府市地域公共交通計画は令和8年度までとなっておりますので、令和9年度からの計画、しっかり取り組んでいただきたいとお願ひしておきます。

それでは、次の項目に移りまして、次世代モビリティ、空飛ぶクルマについてですが、御承知のように令和7年2月6日に愛知県豊田市のSkyDrive株式会社とJR九州と大分県知事との3者で、地域課題の解決に向けた包括連携協定が締結をされております。その後令和7年11月15日、「空フェスおおいた2025 in 別府」が国際観光港で開催をされております。

さらに令和8年2月21日には、ビーコンプラザで次世代空モビリティ、空飛ぶクルマに関するシンポジウムが開催をされました。私もこのシンポジウムに参加させていただきましたが、この空飛ぶクルマについては、ホームページ等でも明らかになっておりますし、別府市と由布市をつなぐ空飛ぶエアタクシーの運行開始が想定されている内容でした。私もこのシンポジウムに参加し、さらに次世代の乗物の実現化を感じたところでございます。

そのほかにも、令和8年2月26日には大分県と東京の航空関連会社Air Xが空飛ぶクルマの包括連携協定の締結は明らかになっております。

そこで、別府市と由布市は、観光・医療・生活圏として密接な関係にある一方で、土日祝などはレンタカーや自家用車、また貸切バスによる観光客が多く訪れ、道路の渋滞が発生をしております。また、二次交通の課題や災害時の代替交通手段の確保なども重要な課題であると認識をしております。このような課題があるものの、今後、四国、九州においては愛媛県が2022年に公表、次いで香川県が2023年に公表、そして大分県は2024年、既に公表しており、全国各地でこの空飛ぶクルマの実装実験が想定されているようであります。また、2040年頃には九州各県にも拡大することも想定されているようでした。

そこで、この空飛ぶクルマとはどのようなものなのでしょうか。また、そこで別府市としてその可能性についてどのような認識をお持ちでしょうか、御見解をお尋ねします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

空飛ぶクルマとは、次世代エアモビリティの一種で、垂直に離着陸できる電動の航空機のことを言います。大分県が昨年2月にJR九州、SkyDriveと包括連携協定を締結し取組を進めていますが、計画では2028年頃から、まずは別府湾の遊覧飛行と別府一湯布院間での運航を行う予定となっております。

実現に向けましては様々な課題もあるようですが、全国有数の温泉観光地である別府一湯布院の間での商用運行となると全国的にも注目され、観光コンテンツとしても大きなインパクトがあるものと考えております。

○15番（森山義治） 様々なメディアなどを通じて、本事業について全国的にも注目を浴びる一方、様々な課題が考えられます。その一つに、公共交通に対する影響についてですが、先ほど申しました次世代モビリティとして、この空飛ぶクルマに向けた動きが全国で進んでいることや、観光振興、また、移動時間の短縮や災害時の代替手段の観点から期待が高まっていることも明らかにされております。JR九州は運航すると予測しておりますけれども、一方で、路線バスやタクシーが市民生活を支える極めて重要な公共交通機関であり、特に高齢者や学生、通勤・通学の市民にとって欠かすことのできない生活基盤であります。また、観光客の二次交通としましても大きな役割を果たしながら、現在はJRや路線バスは湯布院駅まで運行をしております。

そこで、運行回数にもよりますが、新たな交通手段の導入は、既存の各公共交通事業者の収益悪化につながるものが心配されます。全国的にお客様を乗せての輸送はまだまだ先のことだと私も考えますが、今回の空飛ぶクルマが導入された場合、別府市として既存の運輸事業者に対してどのような影響がどの程度あると想定しているのか、御見解をお尋ねします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

本事業は、大分県における移動課題となっている移動の空白を埋め、地域の暮らしを守る生活インフラとして取組が進められています。現在まだ機体の開発が行われている段階であり、大分県などによりますと、まずはチャーター周遊から始まり、2030年代には、観光等を目的とする2地点間運航、さらに救急ビジネス用、ビジネス利用等を想定しており、日常生活への浸透は2040年代以降と見込まれております。

また、空飛ぶクルマは既存の交通機関の置換えではなく、新たな選択肢として共存することが想定されており、このような現状を踏まえますと、既存のバス・タクシーなどへの影響は当面の間はほとんどないものと考えております。

○15番（森山義治） 2030年度代には観光や救急活動などを想定されていること、また、日常生活への浸透は2040年以降と見込まれ、既存のバスやタクシーには当面影響はないとのことですが、ホームページ等では、2028年度頃には、別府湾での遊覧サービス、また別府と湯布院をつなぐエアタクシーの運行開始を想定しているようでありました。また、2030年以降は湯布院・九重・玖珠・奥日田エリアを結ぶ移動、大分市内から別府や湯布院エリアへの移動、大分空港から別府市内や大分市内へのエアタクシーサービスの提供等の拡大をイメージされているようでありました。

運賃につきましては、運行回数や御利用状況にもよりますが、将来的には既存のタクシーと同程度の料金で御利用いただけるような体系を目指していることも掲載されております。2年はあっという間に経過すると考えて、そして心配して質問をさせていただきましたけど、将来的には実現が可能であると思っております。

そこで、考えられる離着陸地点と航空運賃についてお尋ねします。特に、離着陸地点は、利便性や安全面を考慮した候補地を何か所か考えられていると察するわけでございますけれども、どこの場所をお考えでしょうか。課長のお考えで結構ですので、お尋ねいたします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

離発着場につきましては様々な条件が必要ですが、その選定につきましては現在JR九州が大分県の補助事業を活用しまして、大分県内で多くの候補地をリストアップして、その中から適地を絞っているというような状況だと伺っております。

○15番（森山義治） 現段階での協議ではなく、今後の検討課題であるということも私も理解いたします。

将来につきましても、報告経路の計画を策定する前には様々な各種団体との協議が必要ではないかと考えます。今後、大分県が主体でありましょうが、別府市としてJRやバスやタクシー事業者、また観光協会や有識者など関係団体と何らかの協議会を設置するなどお考えはありますでしょうか、御見解をお尋ねします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

本事業につきましては、JR九州、Sky Driveが中心で行っておりまして、大分県も支援しているものでありますが、特に安全面等については重要な問題であると考えております。別府市としましても、関係事業者や市民の理解は重要であると考えておりますので、大分県と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 交通事業者や地域住民の理解は不可欠だと思いますので、大分県と、課長言いますように密に連携をしながら対応していただければと思います。

次に、この事業の経済効果をどのように想定しているのでしょうか、伺います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現時点で経済効果を見込むことは困難であります。短期的に観光面だけで見れば、特に観光連携を行っている別府ー由布の社会実装となりましたら、富裕層向けの観光コンテンツとして期待できるのではないかと考えております。

- 15 番（森山義治） 現段階におきましては、経済効果の想定は私も困難ではなかろうかなとそうように理解をしておりますけれども、富裕層のお客様が主体となって、運賃の設定も高額になるのではないかと予想はしております。また、現在別府市が事業化しております新湯治・ウェルネス事業は成功すると思っておりますし、国内外から多くのお客様が訪れることに期待をいたしまして、この項の質問を終わります。

次の項目に移りまして、別府市と由布市の観光についてお尋ねします。

まず、広域観光についてでございますが、別府市と由布市の観光連携協定について令和 7 年 12 月 13 日にこの連携協定を結んだ内容は明らかにされております。また、別府市の令和 8 年度当初予算の中にも、その内訳で新規予算として、別府・由布連携事業として 1,300 万円が計上されております。まず、この内容についてお尋ねします。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

内訳としましては、観光プロモーション事業で 250 万、インバウンド向けのプロモーション事業で 300 万円、また広告宣伝等の情報発信事業で 750 万円を計上しており、これに加えて由布市や大分県の予算も合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

- 15 番（森山義治） ありがとうございます。予算の内容については理解をいたしました。

別府市と由布市はともに大分県を代表するそれぞれの温泉、特に別府で言えば、地獄巡りや湯けむりですね、また由布市においては、私は何遍も行っているんですけども、狭霧台から眺めます由布院盆地、特に朝霧ですね、それから金鱗湖、それに由布市にあります幹回りが 13 メートルほどのオオスギは樹齢 1,000 年とも言われ、幹回りには畳 3 畳ほどの空洞があり、国指定の天然記念物の大杵社や民芸村など、自然を主とする観光地がございます。私も大杵社のオオスギ、もう 40、四、五年になりますか、何回もお客様を連れて案内をしています。その杉には、自然の空洞がありまして、なかなか見た方は、わあすごいなというような感じでございます。この連携、先ほど申しましたように大きな可能性があるかと期待をしているところでもございます。由布市と密に連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

そこで、この協定に基づいた実施目標、また広報の方法や宿泊の連泊数を増すことなどで、観光消費額の目標などを想定しておりましたら、その内容についてお尋ねします。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

本協定の目的としましては、別府市及び由布市が世界一の温泉観光都市として発展し、大分県及び九州全域へ経済効果を波及させるということになります。具体的な取組としましては、共同プロモーション、広告や SNS 等による情報発信などによる別府・由布ブランドの認知向上、誘客事業として高付加価値な旅の造成・販売、回遊企画等を検討しております。また、オーバーツーリズムや二次交通等の観光課題についても連携して解決できればと考えております。

本協定で具体的な目標数値は定めておりませんが、別府市総合戦略の中で、観光消費額をはじめ様々な K P I を定めていますので、その目標値を達成するよう取り組んでまいります。

- 15 番（森山義治） 具体的な実施目標やその取組の内容についてはおおよそ理解をいたしました。

また今後、この事業は進んでいくと考えておりますし、観光消費額の目標も数字で設定されてくると考えております。別府市や由布市は現在でも、それぞれの市が観光名所を SNS やホームページなどで情報発信しておりますが、さらに国内外からのお客様を誘致し、連泊していただくことも重要であると、私もそうように思っております。

そこで、連泊して回遊していただくための一つの施策として、ここを生かした広域観光についてお尋ねしますが、まず、大分県内の国宝はどの市に何か所あるのか教えてください。

い。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

国宝、大分県内の国宝ですが、臼杵市の臼杵摩崖仏や宇佐市の宇佐神宮本殿、孔雀文磬、豊後高田市の富貴寺大堂の4件となっております。

○15番（森山義治） 別府市と由布市が宿泊拠点となって、両市と国宝を組み合わせた滞在型の広域観光モデルを構築するのによい機会であると思っております。例えば、国宝を結ぶ観光ルートの構築、観光バスへの周遊やJRやバスとの連携した割安チケット、また回遊性を持つスタンプラリーなどで連泊する観光客も増えるのではないかと考えますが、御見解をお尋ねします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

協定の目的としましては、両市が核となって大分県内へ経済効果を波及させることにより、その結果として長期滞在や観光消費額の向上につなげていこうとするものでございます。現在でも県内各地域と連携した取組を行っておりますが、その中でも、国宝は重要な旅のコンテンツであると考えています。国宝と併せて、地域の歴史・文化・食、そして温泉資源を組み合わせた高付加価値型の観光商品を造成することで、体験・滞在型観光へと転換を図り、観光消費額の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） このたびの協定、またその目標などは理解できます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の項目で、十文字原のトイレ改修につきましては、先日常任委員会で理解いたしましたが、この件につきましては、平成25年第4回の定例会において、私、一般質問をしております。この周辺は平成23年から毎年12月の中旬頃に亀の井バス退職者などで明礬から展望台まで、空缶などの回収や展望台周辺の草刈りをボランティア活動として実施をし、14年になります。私も毎年参加させていただいております。平成24年当時は男性用トイレの便器が壊れておりまして、その修理と県道からの引込み道路の改修、また駐車場の整備などお願いをいたしまして、現在は随分きれいに整備されております。感謝申し上げます。

しかし、その後お客様も増加をし、駐車場が狭く、大型バスが入っても転回が大変であります。せめて2台の大型観光バスが駐車できるように、拡幅していただきたいという御意見も伺っております。また、たばこの吸い殻のポイ捨てなども見られ、トイレの改修だけでなく、改修時期に合わせて、例えば飲食ができたり、地元の特産品の販売ができたり、道の駅なみの建築物に建て替えることや、さらには望遠鏡の設置や喫煙室、また、県道からの引込み道路の拡幅や遊歩道などを一体的に整備していただきたいと願いますが、御見解をお尋ねします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

十文字原展望台の利用実態調査を令和6年度に実施しまして、年間利用者数が約15万人であることが分かりました。現在の駐車台数は8台であり、時期や時間帯によっては入り切れない状況となっております。また、バスの転回も難しいことから、トイレの老朽化に合わせて駐車場等も課題であると考えております。

整備するとなりますと、展望台全体の再整備が必要と考えておりますが、整備には多額の費用がかかることから、官民連携手法を取り入れるなど様々な方法を検討する必要があります。令和8年度は民間活力の導入可能性などを把握するために、サウンディング調査を実施する予定であり、その中で今後の方針を検討してまいりたいと考えております。

○15番（森山義治） 費用はかなりかかるとは考えますけれども、課長が言われますようにサウンディング調査を踏まえ、しっかり前向きに今後も検討していただきたいと願います。

この展望台について一つの提案でございますけれども、十文字原展望台とビーコンプラザ

の展望台、鉄輪にあります湯けむり展望台ですね、合わせて別府の三大展望台とすれば、観光客の誘致にもつながるのではないかと考えます。まずはこの場所に鉄輪の湯けむり展望台に行く道路といいですか、それを十文字原から湯けむり展望台への道案内、これの設置もお願いを申し上げまして、時間が大変余りましたけれども、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○19番（松川章三） 市内には、小学校が14校、小学校に併設している幼稚園が14園、そして中学校が7校、合わせて35の幼小中学校があるわけですが、その学校全てに、各学校で定められた通学路があります。幼稚園については小学校、各小学校に併設しておりますので、各小学校の通学路と同じと思いますが、その通学路を、四方八方から園児、児童、生徒が通園・通学してくるわけでございます。通学の仕方については、各学校で安全な通学方法が指導されていると思っておりますが、この通学路なんですが、きれいに整備されているところもあれば、それは危ないと思われるようなところも実際あります。

そこでまず伺いたいのですが、市内の通学路で整備されていない箇所がどれくらいあるのか、また、通学路の安全確認はどのようにしているのか、お答えをお願いいたします。（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

本市では、通学路の安全確保のため、各小中学校と連携し、警察や道路管理者を含む関係機関と合同で通学路の点検を実施しております。この点検に基づきまして、毎年別府市通学路合同点検要対策箇所としまして、歩道やグリーンベルトの整備、横断歩道の設置や再塗装、路側帯の明示などの改修・補修を進めてまいりました。今年度は45か所が対策箇所となっております、関係機関と連携して整備を進めております。

○19番（松川章三） 通学路の安全確保のために警察や関係機関と合同で点検を実施しているということですが、この通学路合同点検は年に何回開催されているのか。また、今年度の対策数につきましては理解いたしました。対策後も補修や改修が随時発生すると考えられます。それらについて今後漏れなく対応していくのか、お伺いをいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

通学路合同点検は年に2回開催しております。今年度中に対策が完了する箇所が26か所、来年度以降の対策予定箇所は19か所となっております。

今後、対策が必要な箇所が発生した場合には、通学路安全推進会議で関係機関と協議を行い、予算の範囲内で整備を進めてまいります。

○19番（松川章三） 市内には数多くの通学路があるので、全てを一気によくすることはできないと、到底できないと思うんですね。点検した中で、危ないと思われるところや、緊急を要するところから優先順位をつけて整備をしているんだと思っております。

そのような通学路において、歩道と車道の区別ができていない箇所が数多く見受けられます。子どもたちが安全に通学するために、路側帯を引くことができないのか、また、グリーンのカラー歩道を設けているところも見受けられますが、そのようなことができないのか、お伺いいたします。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

市内の道路は幅員が狭い通学路が多く、構造的に歩道が区分されている道路は限られています。歩道が整備されていない通学路につきましては、通学路合同点検の結果により、対策が必要とされた箇所につき、路側帯のカラー化や路面標示、カラーボールの設置など安全対策を行っています。

しかしながら、幅員が4メートル以下など狭い道路は路側帯を設置することができない道路もありますので、現地を調査し、判断をしていきたいと考えております。

○19番（松川章三） 通学路の道路幅により、路側帯の設置やグリーンのカラー歩道の設置

ができるところとできないところがあるということですね。全ての通学路にこれができる
と、運転手さんは注意をして運転するのではないかなと思っておりましたが、できないと
ころがあるということでございますので、ちょっと残念ではございますが、極力そのよう
に安全になるようにしていただきたいと思います。

学校の周りの通学路には、危険や混雑を回避するために時間帯規制をしているところを
かなり見受けられますが、どれくらいの箇所が規制されているのか把握をしておりますか、
お伺いいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

別府警察署交通課に確認いたしましたところ、朝 7 時 30 分から 8 時 30 分の時間帯規制
につきましては、41 か所となっております。午後の下校時間帯につきましては、一律の
スクールゾーンとしての規制は行われておりませんが、歩行者の安全を確保するため、道
幅の狭い道路を中心に、個別に時間帯規制を敷いている箇所がございます。

○19 番（松川章三） 41 か所ということで、あと午後の分はスクールゾーン敷いてるとい
うことでございますので、多いのか少ないのか、別府の事情から考えてどのくらいなんで
しょうね。

児童生徒の安全な通学のために、時間帯一方通行路を、通行規制を行っているのですが、
中には、知ってか知らずか標識を無視しまして、逆走してくる車を見かけることがありま
す。逆走は道路交通法違反でもあり、大変危険な行為です。テレビでも逆走車がよく現れ
ますが、このようなときの対処につきましては、教育委員会はどのように対処している
のか、お伺いをいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

児童生徒への指導につきましては、交通安全教室等を通じまして、車両の有無を音や目
で直接確認することや、路側帯から広がらずに歩行することといった実践的な危険予知能
力の向上を図っております。

道路環境の整備につきましては、路面のカラー舗装や注意喚起表示の補修を計画的に進
め、視覚的に逆走を抑止する環境づくりに努めるとともに、警察署に対しまして、登下校
時の指導取締りの強化を要請しております。

○19 番（松川章三） 逆走という行為は本当に非常に危険な行為でございます。児童生徒
に最も注意喚起をしていかなければならない事柄ではないかなと思っておりますので、ど
うかよろしく、その辺はお願いいたします。

私は近くの横断歩道の押しボタン式信号で、歩行者の安全を見守る活動をしております。
ところが、最近その押しボタン式信号を渡る児童生徒が、以前に比べて物すごく少なくな
ったような気がいたします。3 分の 1 程度になったんじゃないかなというふうに感覚的に受
け取っております。特に雨の日なんかは、私がいるところだけですけどね、ほぼゼロです、
ほぼゼロ。誰も渡りません、横断道路。これについては、全体的に児童生徒が減少したの
か、または、たまたまその横断歩道を通る子どもたちが少なくなったのか、保護者が自家
用車で送迎しているのか、それは調査はしてないのでそれははっきりしたことは分かりま
せんが、しかし私が感じるのに、送迎をしている保護者が増えたんじゃないかなと、その
ように思っております。実際に保護者からも、最近送っていったら送っていいよという話も
聞いたことはあります。

そこで、市内でどれくらいの児童生徒が自家用車で送迎されているのか、教育委員会と
して把握をしておりますか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学校は徒歩による登校を奨励しておりますため、自家用車による送迎の詳細につきまし
ては把握は難しい状況でございますが、現状として、雨の日等天候によっては送迎が多い

と認識をしております。

- 19番（松川章三） 調査を実施していないので把握はできていないということですが、確かに難しいことですね。というのは、毎日送迎している保護者もいるかもしれないし、雨の日だけ送迎しているかもしれないし、何か特別な事情があってそのときだけ送迎しているかもしれない。これは治安のよい日本でございますので、あまりないと思いますが、子どもの安全のために送迎をする保護者もいるかもしれません。いろいろと考えられると思いますが、学校としては、徒歩による登校を奨励しているということでございますが、現実には自家用車で送迎する保護者が増えているわけでございます。このことは、先ほどの答弁で、教育委員会も分析していると思いますが、そこで、自家用車で送迎するとなれば、子どもを車から降ろさなければなりません。そうなれば、当然降車するところが必要になってくると思います。

そこでお伺いしますが、各学校には安全に降車できるようなところがありますか。あるとしたら、どれくらいありますか。答弁をお願いいたします。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学校敷地内への自家用車の乗入れにつきましては、原則、けがや病気による場合のみになりますが、ロータリー等で乗降してもらうよう配慮しております。

- 19番（松川章三） 敷地内への乗入れは特別の場合を除いて乗入れを禁止しているということですね。確かに、登校時に校内に自家用車がたくさん乗り入れられるとなれば危険が増大します。乗入れができないとなれば、学校周辺の道路で降車ということになるわけですね。これもまた危険がいっぱいで、停車時に後続車からの追突の危険性もあります。また、降車時のドアの開け閉めなどで、徒歩で登校中の子どもたちとの接触の危険性もあります。発進時にも注意が必要です。子どもが前にいないかね、そういうこともありまして注意が必要になります。これは天気のいいときはまだいいんですけど、雨の日などは、送迎する保護者が増えることによりまして車の数も多くなります。当然、雨が降っているため視界が悪くなるし、また皆さん傘を差しているので、特に視野が狭くなります。

このように、周辺の道路での降車についても、また危険がいっぱいあるわけなんです。学校の敷地に余裕のないこと、周辺の道路事情が悪いこと等はよく理解できますが、保護者の送迎は将来的にはまだまだ多くなってくるのではないかなと、そのように思っております。このことについては教育委員会も一度、やっぱり増えてくると思うので、検討してみたいかがかなと。いろんな事情は分かります。分かりますがしかし、これが時代の流れになってきているのかもしれない。どうかその辺の検討をよろしく願いをいたします。

先ほど、通学路の未整備状況について質問をいたしました。答弁によると毎年関係機関と点検をしており、今年度は45か所の対策箇所のうち26か所が対策完了で、あとの19か所は来年度以降に持ち越されているとのことでしたが、通学路は物すごく凸凹が多くて、足を挟みそうなどところや道幅の狭いところなどがまだまだ数多くあります。登下校時の安全に支障を来しているようにもあります。安全な通学ができるようになるためには、このように傷みの激しい通学路を早急に整備していく必要があると思うのですが、市教育委員会の見解をお伺いいたします。

- 教育部長（矢野義知） お答えいたします。

これまでも定期的な合同点検を実施しまして、道路管理者や警察と連携をし、通学路の補修・改修を行ってまいりました。今後につきましても、子どもたちが安心して通学できる環境を整備するために、関係機関とこれまで一層の連携を図るとともに、子どもたちに対し、交通安全教育を通しまして自ら危険を回避する力を育んでまいりたいと考えております。

○19番（松川章三） 市教育委員会の見解は分かりました。しかし、道路の補修等を担当する部署は建設部の都市整備課です。

そこで、建設部長にまずお伺いいたします。先ほども言いましたが、雨の日などは傘を差すことが、傘を差すことにより視界が悪くなります。路面には水がたまり、水たまりができ、そして、道路事情が悪いため、凸凹につまずいて転んでけがや事故に遭う危険性もあるし、車による泥はね、水はねが多くなります。将来の別府っ子、別府を担う別府っ子たちですね、少しでも危険から守るためにも通学路の舗装整備が必要だと思いますが、建設部長、何か今度退職されるそうで、建設部長にぜひとも答弁をしていただきたいと思います。市長には答弁をお願いしてたんですが、市長にも、もしその後あればよろしく願いいたします。

建設部長、どうかよろしくお願いします。

○建設部長（山内佳久） お答えいたします。

これまでも市内一円の通学路の危険箇所解消に取り組んでまいりましたが、依然として課題が残っていることは認識しております。別府の宝である子どもたちが毎朝笑顔で登校し、安全に帰宅できる通学路環境を整えることは、私たち大人の責務だと思っております。

道路の補修にとどまらず、子どもたちの視点に立った環境整備に向け、これからも引き続き整備を進めてまいります。

○市長（長野恭紘） お答えします。

教育委員会も、学校や保護者、PTAの皆さん方から、日頃からそういった道路の状況とか危険箇所については情報交換を行って、よく把握をしております。私どもも当然それは共有してますし、私どもに直接話をいただくところもありますので、協議をしておりますし、よく認識をしているということをまず冒頭申し上げたいと思います。

その上で、子どもたちはもちろんでありますけれども、地域の皆さん方が日頃通るところ、これ構造上どうしようもないところというのはありますので、そこに関しては先ほど教育委員会も答弁したとおり、しっかりと安全を確保するための教育というものも、啓発というのも必要だと思います。これはこれとしてしっかりやらなければいけません、しかしながら可能な限り、我々でできるところは道路の舗装や維持、補修等、それから中期的、もしくは長期的なスパンで物を見たときには、やはり全体のこの道路の計画をどうしていくかということも都市計画で考えていくということも大事なことだというふうに思っております。議員もそうです、私も朝日小学校、朝日中学校区は特にやっぱりそういうところが多いですね。それだけではなくて、全部そうだろうというふうに思っておりますけれども、しっかりとここ近年に関しては、道路予算整備に関しては大幅に増額をして対応を今までもしてきておりますので、これからもさらにしっかりとそれが可能になるように、全庁体制で取り組んでいきたいと、子どもたちをはじめ地域住民の皆さん方の安全・安心を守っていきたいというふうに思っているところでございます。

○19番（松川章三） 市長、ありがとうございます。

実際そうなんです。実は私も朝、その通学路に行って写真も撮ってきたんですけど、今回出しませんでした。本当に危険です。道路上にまだ整備されてないためにコーンが置いてある、コーンが置いてあるために生徒、児童はそれをよけて車道に入っていくわけです。その、その車道をもう車がひっきりなし、もう数珠つなぎに行くわけです。もう本当に危険だなと。過ぎたかなと思ったら、今度電柱があるので、また電柱をよけて車道に入っていくという、非常に厳しい状況でございます。

今度それを舗装整備していただくと、凸面になってたところがフラットになるので、子どもたちもそこは歩きやすくなるんじゃないかなと思ってますので、市長がああ言っていたので、ぜひとも今後通学路の整備をしていただきたいと思います。朝日だけじゃない、全市

的にありますので、悪いところから順番で結構でございます、優先的にやっていただきたいということを要望して、次の質問に入りたいと思います。

次は消防行政についてですが、昨年北中で一般建物火災が発生しまして、消防職員、消防団員、そして関係者の皆さんの懸命の消火活動にもかかわらず、1名の方が亡くなりました。また大分市でも、佐賀関で大規模火災が発生して、大きな被害を出しております。この2か所の火災は、規模や気象状況は違うものの、共通して言えることは、消防自動車が入りづらい狭隘な道路だったということです。別府市にはほかにも同様な狭隘な地域がありますが、道路の狭いところで強風等により火災が発生した場合、消火活動は相当困難になると思うんです。また、消防水利がなければ放水ができないため、長時間の活動となることも考えられます。

そこで、火災時の水利についてお伺いします。どういったものがあるのか、お伺いをいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えいたします。

火災時の水利については消防水利の基準として定められており、その種類については、消防本部が消防水利として指定したもので、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川、溝、壕、池、海、湖、井戸、下水道がございます。

○19番（松川章三） 今の答弁の中で、河川というのがありました。別府市には河川が、かなり大きな川が流れてますね。この河川も、立派な消防水利ではあるんですが、別府市の河川は護岸がコンクリートで固められていることや、橋や護岸からの落差がかなりあると思うんですね。火災時に使用するにはかなり困難になるのではないかなと思いますが、実際の火災で使用したことはございますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えいたします。

河川については、消防自動車等からの給水可能な78か所を消防水利として指定しています。使用状況としては、消防水利の希薄な山間部などの地域では使用することがありますが、市街地の建物火災等では、消火栓、防火水槽から給水し、消火活動を行っております。

○19番（松川章三） 河川につきましては山間部等で使用するというところでございますが、市街地の火災等では、消火栓、防火水槽から給水するということですね。

では、その消火栓はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

消火栓は、道路内に埋設している水道管に敷設された消火活動に必要な水を供給するための設備でございます。

○19番（松川章三） そうですね、消火栓は水道管に敷設されております。

その水道管には基準があると思うのですが、どのようになっていますか、消防で教えてください。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

消火栓を設置する水道管の基準ということですが、消防水利には給水能力が定められており、常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものが基準となっております。

消火栓につきましては、口径65ミリメートルを有するもので、直径150ミリメートル以上の水道管に取り付けられていなければならないとなっており、水道管が網目状に敷設されている場合については、180メートル以下となるように配管されている場合は、給水量が確保できることから、直径75ミリメートル以上の水道管に取り付けることができるとなっております。

○19番（松川章三） 水道管に取り付けるための条件等については分かりましたが、消防水利を指定するための条件に、水道管の水圧についてはないようになります。火災現場では

複数の消火栓を使用し、放水が行われた場合、ホースの先から圧力のない放水となることがあると思いますが、水圧の下がる要因についてお答えをいただきたい。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

火災現場で放水量が不足する原因については様々な要因がありますが、地理的な要因では、ホースの延長距離が長い場合や高低差がある場合、配管の要因では、小さい口径の水道管に敷設された消火栓から給水した場合や、消防車が同時に複数給水した場合、水道管の末端の消火栓から給水していた場合など、一時的に放水圧が下がることがございます。

○19番（松川章三） 要するに、水道管は住民の使用する生活用水を想定していることから、末端の水道管となると配管の口径が小さくなり、水量が少なくなる。そのため、消火活動のために複数使用すると水圧が下がるということもあるということよろしいですね。

別府市は狭隘な地域が多くて、消防自動車が進入することが難しいところや、進入できても複数の車両が停止できないところ、また、全く進入することができないところもあると思います。そういった場合、消火活動の際に放水に影響があると思うのですが、どのように対処しているのか、お伺いいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えいたします。

通常は消防車に指令装置の地図システムを積載しており、出動時に消火栓の配管系を適合水利と不適合水利として確認しております。適合水利を優先して使用することで、通常は水量を確保しております。

しかし、水利の希薄な地域や様々な条件により放水圧が下がるような事案が発生した場合、防火水槽の使用や、離れた位置にある水量の多い消火栓から送水するなど、現場最高指揮者が水利統制を行い、放水量を確保しております。

○19番（松川章三） 消火栓は水道管との関連する複数の要素があるということで、別府市は狭隘な道路、地域が多く、水利統制により水位を確保しなければならないこともあるということは、よく分かりました。現場指揮官の機転が必要になってくるんだなと思っております。

そういった場合、そういった地域の場合、防火水槽を活用することで、足りない水量を確保するということになってますね。その防火水槽の充足率というのはどのようになっていますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えいたします。

防火水槽には公設と私設があり、公設 287 基、私設 57 基が指定水利として登録しております。消防水利の充足率については、防火水槽だけでなく、全ての消防水利を含めており、令和 8 年 2 月末現在、82.1%となっております。

○19番（松川章三） 防火水槽も含めた全ての消防水利の充足率が 82.1%ということで、これはもうかなり高いのかなと思っておりますが、市民が火災にやられることなく、安心して暮らせるよう、一刻も早く 100%になることを希望いたします。

防火水槽は水利の希薄な地域に設置されていると思いますが、今後の防火水槽の整備計画については、また優先している条件等についてはどのようになっていますか。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えいたします。

防火水槽の設置計画については、地震防災緊急事業 5 か年計画に基づき、隔年で 4 基ずつ整備しております。優先している設置場所については、消防水利の希薄地域の公園や市有地などを優先しております。

○19番（松川章三） いろいろとね、防火水槽の設置する場所もいろいろと見つけなきゃいけない大変なことだと思いますが、今回ちょっと私、やり取りの中で分かったことなんですけどね、この防火水槽というのは、近くにあるからといって安心できないなということが分かりました。

それはどういうことかといいますと、この防火水槽は、水利の希薄な地域に設置されているんですが、その防火水槽から火災現場が、直線で見た場合近いんですが、現実には直線でホースを這わすことができないということが分かりましたね。ということはどういうことかといいますと、道路に沿ってホースを這わせていかなきゃいけないんです。

だから、現実には本当 100 メートルぐらいかなと思ったら、道路がそこへ行っていないものだから、道路がぐるっと回った場合は、300 メートルにも 400 メートルにも 500 メートルにもなるということが、今回のあれで分かりました。少なくとも、地図上で充足率とかやっているの、別府市のように坂道、段差があったりとか、狭隘な道路があったりとかいろいろしますと、そういうふうにやっぱり難しくなるんじゃないかなと思いますので、防火水槽の設置計画については実際の道路事情も考慮に入れながら、そして実際に放水圧が下がりそうな地域なども項目として検討していただきたいと、そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日、定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 21 分 散会

